参　考　資　料

建設業許可の申請書・変更届出書の作成方法

更新日：平成２９年３月３１日

国土交通省　北陸地方整備局
建政部　計画・建設産業課

－ 本 書 の 目 的 －

本書は新潟県・富山県・石川県に主たる営業所がある国土交通大臣許可業者を対象に、建設業許可の申請書及び変更届出書等を作成する際の記載要領等をまとめたものです。

建設業許可の申請書及び変更届出書等の作成にあたりまして参考にしていただきますようお願いします。本書の内容は必要に応じて改訂します。

【掲載資料】　※順不同

・提出書類一覧

・建設業許可の申請書及び変更届出書等に必要な書類の様式
　：申請又は届出の際に作成していただくことになります。

・建設業法施行規則（昭和 24 年 7 月 28 日建設省令第 14 号）に定められた書類の様式の記載要領
　：書類の作成にあたっての記載要領となります。書類の様式に記載されている場合があります。

・建設業許可事務ガイドライン（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）
　：建設業許可事務の取扱い等についてとりまとめたもので、記載要領とあわせて作成にあたってはこの取扱いによることになります。

・記載にあたっての留意事項
　：国土交通省北陸地方整備局に問い合わせの多い内容（主なもの）について、記載にあたっての留意事項を簡潔に記載したものです。

【本書の問い合わせ先】

〒９５０－８８０１　新潟市中央区美咲町１－１－１　美咲合同庁舎１号館　２階
国土交通省　北陸地方整備局　計画・建設産業課　建設業許可担当
電話　０２５－３７０－６５７１　　ファクシミリ　０２５－２８０－８７４６

・お問い合わせ際は①主たる営業所の所在地（県名・市町村名まで）、②会社名、③お名前をお伝えください。

・内容確認等のため、折り返しによる回答となる場合がありますので、ご了承ください。

目　次

【見出し】提出書類一覧表　　1
【見出し】各書類の作成方法　　7

書類の様式番号	書　類　の　名　称	頁
様式第１号	建設業許可申請書	8
様式第１号別紙１	役員等の一覧表	14
様式第１号別紙２（１）	営業所一覧表（新規許可等）	17
様式第１号別紙２（２）	営業所一覧表（更新）	19
様式第１号別紙３	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	21
様式第１号別紙４	専任技術者一覧表	24
第２号	工事経歴書	27
第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額	35
様式第４号	使用人数	37
様式第６号	誓約書	39
様式第７号	経営業務の管理責任者証明書,経営業務の管理責任者の略歴書	41
様式第８号	専任技術者証明書（新規・変更）	50
様式第９号	実務経験証明書	59
様式第10号	指導監督的実務経験証明書	63
様式第11号	建設業法施行令様式第３条に規定する使用人の一覧表	67
様式第11号の２	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	69
様式第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	76
様式第13号	建設業法施行令様式第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	79
様式第14号	株主（出資者）調書	82
様式第15号	貸借対照表	84
様式第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	89
様式第17号	株主資本等変動計算書	92
様式第17号の２	注記表	96
様式第17号の３	附属明細表	102
様式第18号	貸借対照表	109
様式第19号	損益計算書	112
様式第20号	営業の沿革	114
様式第20号の２	所属建設業者団体	116
様式第20号の３	健康保険等の加入状況	118
様式第20号の４	主要取引金融機関	122
様式第22号の２	変更届出書（様式第一面）、（様式第二面））	123
様式第22号の３	届出書	128
様式第22号の４	廃業届	132
建設業許可事務ガイドライン別紙８	変更届（毎事業年度経過後４ヶ月以内に提出）	135

別表（二）有資格コード一覧（有資格コードのみ）　　１３７～１３８
別表（二）有資格コード一覧（建設業の種類に対応）　１３９～１４２

提出書類一覧表
（建設業許可の申請・変更届）

平成27年4月1日
国土交通省北陸地方整備局　建政部　計画・建設産業課

建設業の許可申請に必要な書類（申請書・添付書類）

申請書　**添付書類**　**確認資料**

◆申請に必要な提出書類は　の３種類です。
◆各申請区分に応じて、省略可能書類な書類がありますので以下をご参照ください。
◆提出部数は、正本及び副本各１部です。確認資料は１部です。
◆許可申請書及び添付書類の様式は、下記ＵＲＬからダウンロードできます（国土交通省ＨＰ）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html

	様式番号	書類の名称	省略可能書類								
		(凡例) ○:省略可 △:変更なければ省略可 □:一般許可のみ→特定申請する場合を除き省略可 ◇:更新建設業は省略可	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新	業種追加＋更新	般特新規＋業追＋更新
申請書	第１号	建設業許可申請書									
	別紙一	役員等の一覧表 ※1									
	別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）					－				
	別紙二(2)	営業所一覧表（更新）	－	－	－			－			
	別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄									
	別紙四	専任技術者一覧表									
添付書類	第２号	工事経歴書 ※2		○			○			◇	
	第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額		○			○				
	第４号	使用人数		○			○				
	第６号	誓約書 ※1									
	－	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書									
	－	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書									
	第７号	経営業務の管理責任者証明書									
	別紙	経営業務の管理責任者の略歴書									
	第８号	専任技術者証明書（新規・変更）					－				
	－	技術検定合格証明書等の資格証明書					○			◇	
	第９号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）※3					○			◇	
	第10号	指導監督的実務経験証明書　※3					○			◇	
	－	監理技術者資格者証　※3					○			◇	
	第11号	建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表									
	第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）　※3			□	○	○	□	□	○	□
	第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 ※1									
	第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書　※4									
	－	定款			○		△	○		△	
	第14号	株主（出資者）調書			○		△	○		△	
	第15号	貸借対照表 ※5			○		○	○		○	
	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書			○		○	○		○	
	第17号	株主資本等変動計算書			○		○	○		○	
	第17号の2	注記表			○		○	○		○	
	第17号の3	附属明細表　※5,6			○		○	○		○	
	第18号	貸借対照表（個人）　※5			○		○	○		○	
	第19号	損益計算書（個人）			○		○	○		○	
	－	登記事項証明書			○		△	○		△	
	第20号	営業の沿革			○			○			
	第20号の2	所属建設業者団体			○		△	○		△	
	－	納税証明書　税務署長の発行する「納税証明書（その１）」 ［法人の場合：法人税、　個人の場合：所得税］			○		○	○		○	
	第20号の3	健康保険等の加入状況									
	第20号の4	主要取引金融機関名			○		△	○		△	
確認資料	（次ページ参照）										

「顧問」「相談役」「株主等」は、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

「顧問」「相談役」「株主等」は、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

備考（申請に際しての注意点）

※1　建設業法改正に伴い、役員の範囲が拡大され、許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」が「役員等」になります。
※「役員等」の範囲は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。
併せて、取締役と同等の支配力を有する者として、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主等も記載が必要です。
なお、経営業務の管理責任者となっている役員は、様式第７号別紙（経営業務の管理責任者の略歴書）をもって、様式第12号（許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書）に換えることができるため、作成を要しません。
また、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）について、「顧問」及び「相談役」については、株主等と同様「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は必要ありません。
※経営業務の管理責任者については、役員等の範囲が拡大されましたが、従来どおりの取扱いとなりますのでご注意願います。

※2　「注文者」及び「工事名」欄には、その内容により個人が特定されるような情報（氏名）は記載できませんのでご注意下さい。
主に、建築一式工事、屋根工事、内装仕上工事、建具工事など個人住宅に関する工事に記載されている事例が多いのでご注意下さい。
（記載例）●●　▲▲様宅新築工事　→　Ａ様宅新築工事
●●　◆◆様宅屋根修繕工事　→　Ｂ様宅屋根修繕工事

※3　許可申請者の利便性向上のため、許可に必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを確認する書類として「監理技術者資格者証」を添付する場合は、別記様式第９号（実務経験証明書）及び様式第10号（指導監督的実務経験証明書）を省略することができます。
但し、国家資格者・監理技術者の資格について、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合において、「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」に係るものについて当該技術者の資格を証明する書類として上記と同様の取扱いとします。

※4　建設業法施行令第３条に規定する使用人のうち役員を兼ねているものについては、様式第12号（許可申請者の調書）をもって、様式第13号（建設業法施行令第３条に規定する使用人の調書）に換えることができるため、作成を要しません。

※5　許可申請者の簡素化を図るため、平成26年３月の財務諸表等規則の改正に伴い、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の１から100分の５に改正されました。

※6　附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
①資本金の額が１億円超であるもの
②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が２００億円以上であるもの

許可申請に必要な書類（確認資料）

◆各申請区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

『確認資料』について

「確認資料」とは、建設業許可の申請等に係る審査において、許可要件等に関する事実確認に必要なものとして、申請書、届出書及びその添付書類といった**法定書類のほかに提出をお願いしている資料**です。

以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、**別の資料の提出をお願いする場合があります**。
「確認資料」は従来どおり、**申請書等の提出先である県（県によってはその出先機関）に申請書等と一緒に提出**してください。（**「確認資料」は一部のみで結構です。**）

●●北陸地方整備局建政部ホームページ(建設業情報)は以下をクリック！●●
http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html

（凡例）
◎：必須提出
○：当該「般特新規」・「業種追加」申請に係る営業所の専任技術者、令3条使用人について提出
△：必要に応じて提出

			申請等の区分	
			新規・許可換え新規・更新	般特新規・業種追加
申請等の際に提出が必要となる確認資料	主たる営業所・従たる営業所について	**営業所の写真（下記記載のもの全て）** ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・周辺状況を含め標識（法第40条）の設置場所が確認できるように撮影したもの ・記載内容が判読できるように標識をアップで撮影したもの ・営業所名が表示された入口等を撮影したもの ・《ビル内の営業所の場合に限り》フロア案内を撮影したもの	◎	
		営業所の案内図 ※当該営業所のほか交通機関、公共・公益施設等を明示した地図	◎	
		《自社所有の場合》 **当該建物にかかる以下の資料のうち一つ** **・登記簿謄本【写】** **・登記事項証明書【写】** **・固定資産物件証明書【写】** **・固定資産評価額証明書【写】** 《賃貸の場合》 **当該建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**	◎	
	経営業務の管理責任者について	**住民票**	◎	◎
		《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 **現住所建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**（それ以外については個別対応）	△	△
		健康保険被保険者証【写】 ※国民健康保険に加入の場合、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の適用を受けている場合については**個別対応**（事前にお問い合わせください）	◎	◎
		《法人の役員としての経験について》 **会社・法人の登記簿謄本または登記事項証明書【写】** ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要 《令3条使用人としての経験について》 **変更届出書（令第3条に規定する使用人の着任時と退任時）【写】** ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要 《「準ずる地位」としての経験について》 **個別対応**（事前にお問い合わせください） **注）更新申請のみの場合で、経営業務管理責任者に変更がない場合は提出不要**	◎ 注）	◎
	営業所の専任技術者について	**住民票**	◎	○
		《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 **現住所建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**	△	△
		健康保険被保険者証【写】※国保の場合は**個別対応**（事前にお問い合わせください）	◎	○
	令3条使用人について	**住民票**	◎	○
		《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 **現住所建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**	△	△
		健康保険被保険者証【写】※国保の場合は**個別対応**（事前にお問い合わせください）	◎	○
		《本人に代表権がない場合に限り必要》 **見積・入札・契約締結等の権限に関する委任状【写】**	△	△
	健康保険等の加入状況について	**健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収書又は納入証明書【写】** ※申請時の直前のものを提出	◎	◎
		労働保険概算・確定保険料申告書及びこれに係る保険料の納入に係る領収済通知書【写し】 ※申請時の直前のものを提出	◎	◎

平成29年3月31日
国土交通省北陸地方整備局　建政部　計画・建設産業課

建設業許可後の届出に必要な書類（申請書・添付書類）

注：表中の変更届出事由は一般的なものの例示であり、上記以外にも届出が必要な場合があります。別途ご確認下さい。

届出書及び添付書類の様式は、下記ＵＲＬからダウンロードできます
（①国土交通省ＨＰ②北陸地方整備局HP）
①http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000087.html
②http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kensetsu_youshiki.html
届出時には別途確認資料も必要となります。
（次ページを参照）

届出部数は、正本及び副本各１部です。確認資料は１部です。

（凡例）経管者:経営業務の管理責任者　専技:専任技術者　令3:令3条使用人
●:必須提出
○:該当する場合に提出
▲:既に提出している場合は、省略可
★:登記されていない役員等の氏名に変更があった場合は、省略可
※:変更がない場合は、省略可
◆:営業所の移転に伴い、専技、令3に変更があった場合は、必須提出
■:登記されている場合のみ、必須提出

（注1）同時に専技及び令3の追加についての届出も必要
（注2）複数業種を担当していた専技が、一部の業種のみ担当しなくなる場合
　　様式第8号（専任技術者証明書）の届出も必要
（注3）役員等が令3を兼ねている場合は、省略可
（注4）実務経験及び指導監督的実務経験での届出の場合のみ、必須提出
　　（監理技術者資格者証の写しを提出する場合は除く）
（注5）専技を削除する場合は、様式第22号の3（届出書）の届出も必要
（注6）経管者、専技を削除する場合は、様式第22号の3（届出書）の提出も必要

届出時期 / 届出事項	事実の発生から２週間以内								事実の発生から３０日以内													決算日後４ヶ月以内
	経営業務の管理責任者　交替（氏名の変更を含む）	専任技術者				令３条使用人				代表者の変更	商号・名称の変更	営業所の変更					資本金の変更	役員等の変更			建設業の廃業		事業年度終了後の決算の変更届　（注７）
		削除（交替有の場合。氏名の変更を含む。）	追加のみ（注１）	削除（交替無の場合）	担当業種変更	所属営業所変更	削除（交替有の場合）	追加のみ（注１）	削除（交替無の場合）	所属営業所変更	氏名の変更		新設（注１）	所在地の変更	名称の変更	許可業種の追加（注１）	許可業種の削除（注２・５）	営業所の廃止（注５）		追加	削除	氏名の変更	一部（注６）	全部	
別紙一	役員等の一覧表　※1										●								●	●	●			
第２号	工事経歴書　※2																							●
第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額																							●
第４号	使用人数																							※
第６号	誓約書　※1	○					●	●		●	●		●	◆						●					
－	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	○					●	●		●	▲			◆						○					
－	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）	○					●	●		●	▲			◆						○					
第７号	経営業務の管理責任者証明書	●																							
別紙	経営業務の管理責任者の略歴書	●																							
第８号	専任技術者証明書（新規・変更）　※3		●	●		●	●							◆		●									
－	技術検定合格証明書等の資格証明書			▲		▲								◆											
－	卒業証明書　※4（注4）			▲		▲								◆											
第９号	実務経験証明書　※4（注4）			▲		▲								◆											
第10号	指導監督的実務経験証明書　※4（注4）			▲		▲								◆											
－	監理技術者資格者証　※4			▲		▲								◆											
第11号	建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表								●															※
第11号の２	国家資格者等・監理技術者一覧表　※4																							※
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書　※1										●									●				
第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注3）						●	●		●				◆										
－	定款																							※
第14号	株主（出資者）調書																	※						
第15号	貸借対照表（法人用）　※5																							
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人用）																							法人
第17号	株主資本等変動計算書（法人用）																							●
第17号の２	注記表（法人用）																							
	事業報告書（任意様式）																							●
第17号の３	附属明細表　※5,6																							●
第18号	貸借対照表（個人用）　※5																							個人
第19号	損益計算書（個人用）																							●
－	登記事項証明書										●	●	■	■	■				●	■	■	★		
－	納税証明書 ※法人の場合「法人税（その１）」、個人の場合「所得税（その１）」																							●
第20号の３	健康保険等の加入状況　※7																							○
第22号の２	変更届出書（第一面）　※3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第22号の２	変更届出書（第二面）												●	●	●	●	●	●						
第22号の３	届出書				●																		○	
第22号の４	廃業届																						●	●
確認資料	（次ページ参照）																							

・既存の役員が就任した場合には、誓約書、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要
・「顧問」「相談役」「株主等」は不要

既存の役員が就任した場合には、誓約書、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

「顧問」「相談役」「株主等」は、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

「顧問」「相談役」「株主等」は、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

従業員数の変更のみの場合は不要

備考（届出に際しての注意点）

※1　※「役員等」の範囲は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。
　　併せて、取締役と同等の支配力を有する者として、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主等も記載が必要です。
なお、経営業務の管理責任者となっている役員は、様式第７号別紙（経営業務の管理責任者の略歴書）をもって、様式第12号（許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書）に換えることができるため、作成を要しません。

※2　「注文者」及び「工事名」欄には、その内容により個人が特定されるような情報（氏名）は記載できませんのでご注意下さい。
主に、建築一式工事、屋根工事、内装仕上工事、建具工事など個人住宅に関する工事に記載されている事例が多いのでご注意下さい。
（記載例）●●　▲▲様宅新築工事　→　Ａ様宅新築工事
　　●●　◆◆様宅屋根修繕工事　→　Ｂ様宅屋根修繕工事

※3　経営業務の管理責任者、専任技術者の新規配置又は交替等に伴う変更についても、様式第22号の2【変更届出書（第一面）】の提出が必要です。
（記載方法）
1. 届出事項欄に「経営業務の管理責任者（専任技術者）の氏名」と記載して下さい
2. 変更前、変更後欄に「経営業務の管理責任者（専任技術者）の氏名」を記載して下さい。新規の場合は、変更後欄のみ記載して下さい
3. 変更年月日欄に「経営業務の管理責任者（専任技術者）を新規配置した日、もしくは交替等に伴い変更した日」を記載して下さい
4. 備考欄に「当該経営業務の管理責任者（専任技術者）が勤務する（していた）本店もしくは従たる営業所名を記載して下さい

※4　許可申請者の利便性向上のため、許可に必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを確認する書類として「監理技術者資格者証」を添付する場合は、別記様式第９号（実務経験証明書）及び様式第10号（指導監督的実務経験証明書）を省略することができます。
但し、国家資格者・監理技術者の資格について、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合において、「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」に係るものについて当該技術者の資格を証明する書類として上記と同様の取扱いとします。

※5　許可申請者の簡素化を図るため、平成26年３月の財務諸表等規則の改正に伴い、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の１から100分の５に改正されました。

※6　附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に換えることができます。
　①資本金の額が１億円超であるもの
　②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が２００億円以上であるもの

※7　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について、変更があった場合（例：営業所の新設・廃止）に届出が必要です。

建設業許可後の届出に必要な書類（確認資料）

◆各届出区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

『確認資料』について

「確認資料」とは、建設業許可の申請等に係る審査において、許可要件等に関する事実確認に必要なものとして、申請書、届出書及びその添付書類といった**法定書類のほかに提出をお願いしている資料**です。

以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、**別の資料の提出をお願いする場合があります。**
「確認資料」は従来どおり、**申請書等の提出先である県（県によってはその出先機関）に申請書等と一緒に提出**してください。（**「確認資料」は一部のみで結構です。**）

●●北陸地方整備局建政部ホームページ(建設業情報)は以下をクリック！●●
http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html

（凡例）
◎：必須提出
△：必要に応じて提出

			届出等の区分					
			経営業務の管理責任者証明書	専任技術者証明書（新規・変更）	変更届出書（営業所所在地の変更）	変更届出書（営業所新設）	変更届出書（営業所の業種の追加）	変更届出書（令３条使用人の変更）
届出に必要な書類（確認資料）	主たる営業所・従たる営業所について	**営業所の写真（下記記載のもの全て）** ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・周辺状況を含め標識（法第40条）の設置場所が確認できるように撮影したもの ・記載内容が判読できるように標識をアップで撮影したもの ・営業所名が表示された入口等を撮影したもの ・《ビル内の営業所の場合に限り》フロア案内を撮影したもの			◎	◎		
		営業所の案内図 ※当該営業所のほか交通機関、公共・公益施設等を明示した地図			◎	◎		
		《自社所有の場合》 **当該建物にかかる以下の資料のうち一つ** **・登記簿謄本【写】** **・登記事項証明書【写】** **・固定資産物件証明書【写】** **・固定資産評価額証明書【写】** 《賃貸の場合》 **当該建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**			◎	◎		
	経営業務の管理責任者について	**住民票**	◎					
		《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 **現住所建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**（それ以外については個別対応）	△					
		健康保険被保険者証【写】 ※国民健康保険に加入の場合、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の適用を受けている場合については**個別対応**（事前にお問い合わせください）	◎					
		《法人の役員としての経験について》 **会社・法人の登記簿謄本または登記事項証明書【写】** ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要 《令3条使用人としての経験について》 **変更届出書（令第3条に規定する使用人の着任時と退任時）【写】** ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要 《「準ずる地位」としての経験について》 **個別対応**（事前にお問い合わせください） **注）更新申請のみの場合で、経営業務管理責任者に変更がない場合は提出不要**	◎					
	営業所の専任技術者について	**住民票**		◎		◎	◎	
		《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 **現住所建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**		△		△	△	
		健康保険被保険者証【写】※国保の場合は**個別対応**（事前にお問い合わせください）		◎		◎	◎	
	令３条使用人について	**住民票**				◎		◎
		《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 **現住所建物の賃貸借契約書【写】** ※賃貸借契約書がない場合は、**公共料金の領収書【写】**				△		△
		健康保険被保険者証【写】※国保の場合は**個別対応**（事前にお問い合わせください）				◎		◎
		《本人に代表権がない場合に限り必要》 **見積・入札・契約締結等の権限に関する委任状【写】**				△		△

変更届出書(様式第22号の2)記載例

変更届出書

様式第二十二号の二(第八条、第九条関係)

記

営業所新設
※記載例は、令3条使用人と専技が同一の場合を想定

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	―	A営業所	27. 8. 4	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	―	●● ◆◆	27. 8. 4	A営業所
専任技術者	―	●● ◆◆	27. 8. 4	A営業所

営業所廃止
※記載例は、令3条使用人と専技が同一の場合を想定

営業所の廃止	B営業所	―	27. 7.31	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	●● ▲▲	―	27. 7.31	B営業所
専任技術者	●● ▲▲	―	27. 7.31	B営業所

取締役(経管者)が退任し、新たにこれまで役員ではなかった者が取締役兼経管者に就任

役員等の氏名	●● ■■	■■ ●●	27.7.1	取締役・経営業務管理責任者

取締役(経管者)が退任し、これまで取締役だった者が新たに経管者に就任、また別途新たに役員でなかった者が取締役に就任

役員等の氏名	●● ■■	―	27.7.1	取締役・経営業務管理責任者離任
役員等の氏名(経営業務管理責任者の変更)	●● ××	×× ●●	27.7.1	経営業務管理責任者就任
役員等の氏名	―	○○ ▲▲	27.7.1	取締役

取締役(経管者)が経管者のみ離任し、これまで取締役であった者が経管者に就任

役員等の氏名(経営業務管理責任者の変更)	●● ▲▲	●● ▲▲	27.7.1	経営業務管理責任者離任
役員等の氏名(経営業務管理責任者の変更)	●● ■■	●● ■■	27.7.1	経営業務管理責任者就任

営業所の業種追加に伴う変更

営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	27. 8. 4	C営業所
	―	造園工事業		C営業所
専任技術者		●● ■■	27. 8. 4	C営業所

担当業種、有資格区分の変更

営業所の業種廃止に伴う削除

営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	27. 7.31	D営業所
	造園工事業	―		D営業所
専任技術者	●● ××	―	27. 7.31	E営業所
	●● ■■	●● ××	27. 7.31	F営業所

専技の配置営業所のみの変更
※記載例は、E営業所を廃止し、E営業所の専技がF営業所の専技となった場合を想定

専技の配置営業所のみの変更

専任技術者	●● ▲▲	○○ ▲▲	27. 7.31	G営業所

各書類の作成方法

書類の様式ごとに以下の内容を記載しています。

・書類の様式

・記載要領（書類の様式に記載されている場合があります）

・建設業許可事務ガイドライン

・記載にあたっての留意事項

書類の様式等は以下のウェブサイトで入手できます。

国土交通省ウェブサイト
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000087.html

国土交通省北陸地方整備局ウェブサイト
建設業情報目次３－２（３）（平成 28 年 11 月 1 日から適用）建設業許可申請・変更届出書の様式及び記載要領
http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kensetsu_youshiki.html

様式第一号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 1

建 設 業 許 可 申 請 書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

行政庁側記入欄

項目	項番	記入欄
許可番号	01	大臣/知事 コード □□　国土交通大臣/知事 許可（般/特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 平成□□年□□月□□日
申請の区分	02	□（1.新規 2.許可換え新規 3.般・特新規 4.業種追加 5.更新 6.般・特新規＋業種追加 7.般・特新規＋更新 8.業種追加＋更新 9.般・特新規＋業種追加＋更新）　許可の有効期間の調整 □（1.する 2.しない）
申請年月日	03	平成□□年□□月□□日

項目	項番	記入欄
許可を受けようとする建設業	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
申請時において既に許可を受けている建設業	05	□（1.一般 2.特定）
商号又は名称のフリガナ	06	
商号又は名称	07	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	
代表者又は個人の氏名	09	支配人の氏名 ＿＿＿＿
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	都道府県名 ＿＿＿＿　市区町村名 ＿＿＿＿
主たる営業所の所在地	11	
郵便番号	12	□□□－□□□□　電話番号
		ファックス番号 ＿＿＿＿
法人又は個人の別	13	□（1.法人 2.個人）　資本金額又は出資総額 （千円）　法人番号
兼業の有無	14	□（1.有 2.無）　建設業以外に行つている営業の種類 ＿＿＿＿

経営業務の管理責任者の氏名 ＿＿＿＿

項目	項番	記入欄
許可換えの区分	15	□（1.大臣許可→知事許可　2.知事許可→大臣許可　3.知事許可→他の知事許可）
旧許可番号	16	大臣/知事 コード □□　国土交通大臣/知事 許可（般/特－□□）第□□□□□□号　旧許可年月日 平成□□年□□月□□日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 ＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿　電話番号 ＿＿＿＿

ファックス番号 ＿＿＿＿

様式第一号

記載要領

1　「　地方整備局長
北海道開発局長
知事」、　「国土交通大臣
知事」　及び「般
特」　については、不要のものを消すこと。

2　「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業 □□のように左詰めで記入すること。

5　0 2「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「１」を、しない場合は「２」をカラムに記入すること。

6　0 4「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7　0 5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば６と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、0 4「許可を受けようとする建設業」の欄及び0 5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8　0 6「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9　0 7「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例　（ 株 ） A 建 設 □
B 建 設 （ 有 ） □）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

10　0 8「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

11　0 9「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12　1 0「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13　1 1「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。

14　1 2のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

15　1 3「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16　1 5「許可換えの区分」の欄並びに1 6「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

様式第一号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（１）］

（１）建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時に行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

0 1「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

0 2「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。

「新規」……現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

「許可換え新規」……法第９条第１項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」……一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第３条第６項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該特定建設業を廃止させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」……一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

「更新」……既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

0 3「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。

なお、ここでいう受理とは、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由庁」という。）においてなされたものをいう。

③　「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書の（様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「主たる営業所」をいう。

また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表２のとおりである。

④　「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。

⑤　「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。

［建設業許可事務ガイドライン別表２］

別表２

代理人の記名押印を可とする許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）の申請者又は届出者の欄
代理人の記名押印を不可とする許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）の氏名の欄

様式第一号

【記載にあたっての留意事項】

1　現在、特定建設業で土木工事業、一般建設業で電気工事業の許可を受けている場合、これを更新する際に特定建設業の建築工事業の許可を受ける（業種追加）場合は、以下のように記載します。

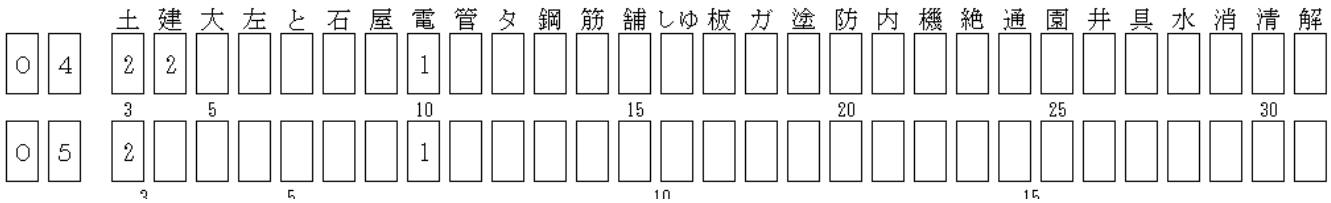

更新だけの際は[0] [4]の欄及び[0] [5]の欄は同じ数字が記入されることになります。

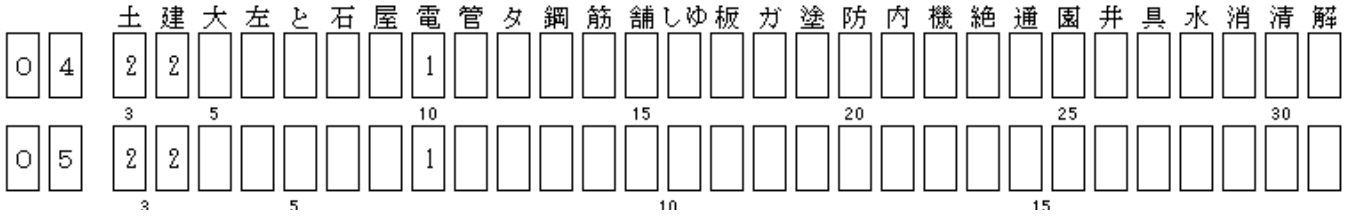

2　[1] [0]「主たる営業所の所在地市区町村コード」は、総務省ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/）において、市区町村コードが掲載されています。

[掲載ページ]

全国地方公共団体コード（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）における

「都道府県コード及び市区町村コード」〈PDFファイル又はExcelファイル〉

注意事項：コードは左から５桁目の数字までを記入し、６桁目の記入は要しません。

政令指定都市は区ごとにコードが割り振られています。

（例）北海道札幌市中央区のコード　011011　→　01101を記入

3　[1] [6]「旧許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類するコードを記入すること。

別表（一）から引用：

コード	
１５	新潟県知事
１６	富山県知事
１７	石川県知事

別紙一　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

平成　　年　　月　　日

役員等の氏名及び役名等		
氏名（フリガナ）	役　名　等	常勤・非常勤の別

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

様式第一号別紙一

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（１）⑥］

（１）建設業許可申請書（様式第一号）について

⑥　建設業許可申請書（様式第一号）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第５条第３号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（14）］

(14) 登記事項証明書等（規則第４条第１項第５号及び第６号）について

①　登記事項証明書等の内容について

（ａ）規則第４条第１項第５号に規定する「登記事項証明書」の交付については、法務局及び地方法務局において受けられるものであること。

（ｂ）規則第４条第１項第６号に規定する「市町村の長の証明書」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。

（ｃ）上記（ａ）及び（ｂ）の証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申請又は届出日前３月以内に発行されたものであるものとする。

②　登記事項証明書等の添付について

登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

（ａ）新たな者が役員及び令第３条に定める使用人になった場合

新たな者が役員及び令第３条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行い、誓約書（様式第六号）には登記事項証明書等を添付する。

（ｂ）役員及び令第３条に定める使用人として既に登録されている者に変更があった場合

役員及び令第３条に定める使用人並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

（ｃ）役員及び令第３条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第３条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員及び令第３条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができ

るものとする。

［建設業許可事務ガイドライン【第８条関係】３．］

【第８条関係】

３．役員等の欠格要件の該当性の判断について

役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、株主等及び「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」が欠格要件に該当した場合、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」については従来の「役員」と同様に扱うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　　　分	項番 8 1	3 1
許　可　番　号	項番 8 2	大臣 知事 コード 3

国土交通大臣 知事 許可（般 特 －　）第 5 10 号　許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称		フリガナ
営業しようとする建設業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）
変更前		3 5 10 15 20 25 30

（従たる営業所）

	従たる営業所の名称	8 4	フリガナ 3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40
内容	従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	3 5　都道府県名　市区町村名
	従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40
	郵便番号	8 7	3 5 － 6　電話番号 10 15 20
	営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）
	変更前		3 5 10 15 20 25 30

（従たる営業所）

	従たる営業所の名称	8 4	フリガナ 3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40
内容	従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	3 5　都道府県名　市区町村名
	従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40
	郵便番号	8 7	3 5 － 6　電話番号 10 15 20
	営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）
	変更前		3 5 10 15 20 25 30

様式第一号別紙二（１）

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（１）⑦⑧⑨］

⑦　建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧（更新）」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

⑧　従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

⑨　建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

【記載にあたっての留意事項】

1　**「主たる営業所の所在地市区町村コード」は、総務省ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/）において、市区町村コードが掲載されています。**

［掲載ページ］

全国地方公共団体コード（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）における「都道府県コード及び市区町村コード」〈PDFファイル又はExcelファイル〉

注意事項：コードは左から５桁目の数字までを記入し、６桁目の記入は要しません。

（例）北海道札幌市のコード　011002　→　01100を記入

2　**従たる営業所の記載の順序は、支店、営業所等の規模等の違いではなく、市区町村コードの小さいものから先に記載してください。**

別紙二（２）　　（用紙Ａ４）

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所				
従たる営業所				

１　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

２　「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

様式第一号別紙二（２）

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（１）⑦⑧⑨］

⑦　建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧（更新）」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

⑧　従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

⑨　建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

【記載にあたっての留意事項】

1　「主たる営業所の所在地市区町村コード」は、総務省ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/）において、市区町村コードが掲載されています。

［掲載ページ］

全国地方公共団体コード（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）における

「都道府県コード及び市区町村コード」〈PDFファイル又はExcelファイル〉

注意事項：コードは左から５桁目の数字までを記入し、６桁目の記入は要しません。

（例）北海道札幌市のコード　011002　→　01100を記入

2　従たる営業所の記載の順序は、支店、営業所等の規模等の違いではなく、市区町村コードの小さいものから先に記載してください。

3　「所在地（郵便番号・電話番号）」の欄は、従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載し、市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞が関２－１－１３の　ように記入すること。「電話番号」は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば（０３－５２５３－８１１１）　のように（　）書きで記入すること。

4　「営業しようとする建設業」の種類については、更新申請で受けようとする建設業の許可のうち、当該営業所において営業しようとする建設業の許可の略語を一般建設業許可と特定建設業許可に分けて記入すること。

別紙三（第二条関係）

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の２第１項又は令第４条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

様式第一号別紙三

［建設業許可事務ガイドライン【第１０条関係】１．２．３．４．］

【第10条関係】

１．登録免許税の取り扱いについて

一般建設業の許可又は特定建設業の許可のいずれか一方を国土交通大臣から受けている者が、新たに他の区分に係る国土交通大臣の許可を受けようとする場合には、その者は法第10条第２号の「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」に該当しないものとして取り扱う。

２．登録免許税の納入及び還付について

（１）登録免許税の納入について

国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。

（２）登録免許税の還付について

許可申請を取り下げる場合又は許可申請が却下された場合において、当該申請に伴って納入した登録免許税の還付を受けたい者については、次により取り扱う。

① 許可申請を取り下げる場合には、許可申請の取下げ願書（別紙４）に登録免許税の還付願書（別紙７）を添え、直接地方整備局建政部建設産業課長（東北・北陸・中国・四国地方整備局にあっては建政部計画・建設産業課長、関東及び近畿地方整備局にあっては建政部建設産業第一課長、北海道開発局にあっては事業振興部長、沖縄総合事務局にあっては開発建設部長（以下「建設産業課長等」という。））あてに提出させる。

② 許可申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付願書に当該申請に伴って納入した登録免許税の領収証書を添え、直接建設産業課長等あてに提出させる。

３．非課税の場合について

国土交通大臣の許可を受けるものであっても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き続き建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き続き建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

４．許可手数料について

許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもっても返還しないものとする。

【記載にあたっての留意事項】

次に掲げる区分のうち、国土交通大臣許可の場合は収入印紙で納入する場合に当該収入印紙を過 不足ないようにはり付けます。登録免許税を納入する必要がある場合は、納入後の領収証書の原本をはり付けます。

（許可申請時に必要となる申請手数料等の額）

申請区分	一般建設業許可または特定建設業許可のいずれか一方のみを申請する場合にかかる費用	一般建設業許可および特定建設業許可の両方を同時に申請する場合にかかる費用
新規	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
許可換え新規	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
般・特新規	15万円の登録免許税	該当ありません
業種追加	５万円の許可手数料（収入印紙）	10万円の許可手数料（収入印紙）
更新	５万円の許可手数料（収入印紙）	10万円の許可手数料（収入印紙）

業種追加と更新を同じ申請で行う場合は、業種追加と更新の両方の費用を納めていただく必要があります。

（登録免許税の領収証書について）

登録免許税の領収証書は原本を提出してください。

別紙四

専任技術者一覧表

平成　　年　　月　　日

営業所の名称	専任の技術者の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分

様式第一号別紙四

記載要領

1　「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（　）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「１」・・・・・・・法第７条第２号イ該当

「４」・・・・・・・法第７条第２号ロ該当

「７」・・・・・・・法第７条第２号ハ該当

・特定建設業の場合

「２」・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当

「３」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）

「５」・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当

「６」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）

「８」・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当

「９」・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2　「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第一号別紙四

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（１）⑨］

⑨　建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　工事　（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者			請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）			うち、（・PC　・法面処理　・鋼橋上部）	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月

小計	件	千円	千円	うち　元請工事 千円	千円

合計	件	千円	千円	うち　元請工事 千円	千円

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

①　元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

様式第二号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（２）］

（２）工事経歴書（様式第二号）について

① この表は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管埋設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなし得る場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。

② 本表の作成にあたり、解体工事については、平成28年５月31日までに請け負ったものはとび・土工・コンクリート工事に計上し、平成28年６月１日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとする又は受けている場合は解体工事に計上し、それ以外はその他工事として取り扱う。ただし、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者である場合は、平成28年５月31日までに請け負ったものも含め、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて作成しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合、建設工事の種類欄は「その他（解体工事）」と記載するものとする。

③ 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。

（ａ）経営規模等評価の申請を行う者の場合

イ 元請工事（発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の７割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事を記載させる。

ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事（令第１条の２第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させる必要はない。

ロ イに該当する元請工事の記載に続けて、総完成工事高の７割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を記載させる。

ただし、当該金額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件（上記イにおいて記載した軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。

（ｂ）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させることとなる。

④　経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあっては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導するものとする。

⑤　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば注文者「Ａ」、工事名「Ａ邸新築工事」等と記載すること等が考えられる。

別添

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない

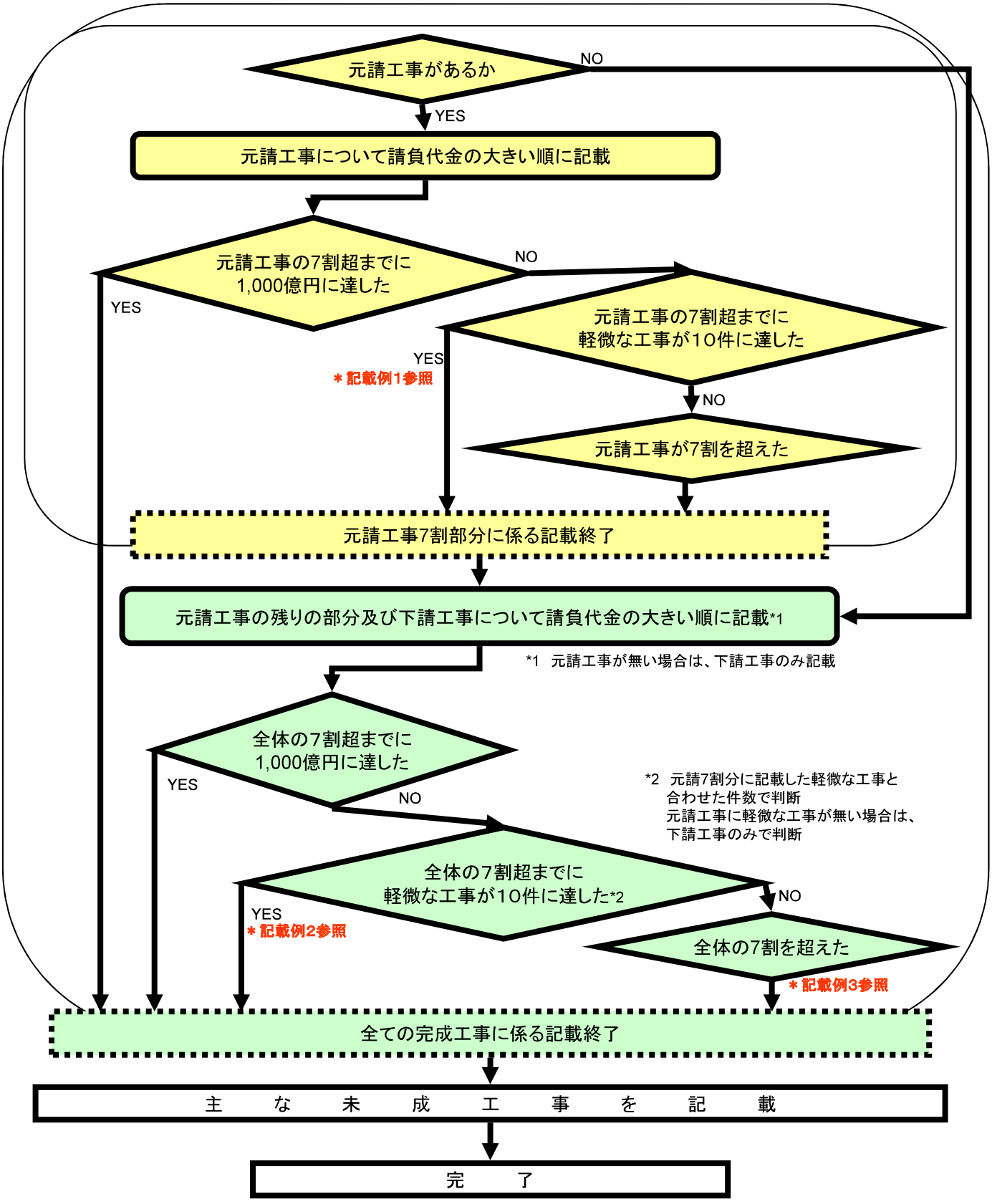

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工 事 経 歴 書

＊記載例1　工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、（・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
A	A	元請		A邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		9,000 千円	千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	北海道開発	〃		B邸車止め設置工事					4,500 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事					3,200 千円	千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	関東建設	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	レ		2,500 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		2,000 千円	千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		1,900 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		1,800 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		1,700 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,600 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	九州工業	〃		C邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,500 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	沖縄機械	〃		D邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,000 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	国交　太郎	下請			〃	岡崎三男						19 年 5 月
M	建設　次郎	〃		県道１２３号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		7,000 千円	千円		
						小計	13 件		45,700 千円	千円	うち 元請工事 30,700 千円	千円
						合計	52 件		65,000 千円	千円	うち 元請工事 50,000 千円	千円

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工事」等と記載。

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

B～Kの件数≦10件

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～K)

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

＊記載例2　工事経歴書記載例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（　税込　・　税抜　）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
A	A	元請		A邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		10,000 千円	千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	北海道開発	〃		B邸車止め設置工事					4,500 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事					3,200 千円	千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削		澤田一平	レ		8,000 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		5,500 千円	千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		2,500 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		2,000 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		1,900 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,800 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	九州工業	元請		C邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,700 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	沖縄機械	下請		D邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,600 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	国交　太郎	〃		県道７５８号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	レ		1,500 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
M	建設　次郎	〃		県道１２３号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		1,000 千円	千円		
							小計		13 件	45,200 千円	千円	うち　元請工事 19,400 千円　千円
							合計		52 件	70,000 千円	千円	うち　元請工事 25,000 千円　千円

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工事」等と記載。

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

B・C＋F～Mの件数≦10件

・・・「軽微な工事」

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～C＋J)

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工 事 経 歴 書

＊記載例3　工事経歴書記載例
（全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合）

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、（・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
A	A	元請	JV	A邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎		レ	100,000 千円	千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	北海道開発	〃	JV	B邸車止め設置工事	〃				60,000 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	レ		3,200 千円	千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削工					8,000 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		7,500 千円	千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		6,300 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		5,100 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		2,000 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,800 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
											平成 年 月	平成 年 月
									千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
									千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
									千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工事」等と記載。

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

A～Cの合計額 ≧ Yの7割

A～Iの合計額 ≧ Xの7割

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A+B+C）

ページごとの完成工事高の合計額（A～I）

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

			うち 元請工事
小計	9 件	193,900 千円	163,200 千円
合計	52 件	270,000 千円	233,000 千円

X　Y

・・・「軽微な工事」

様式第三号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

１　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

２　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

３　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

４　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

５　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

６　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

７　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

様式第三号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（３）］

（３）直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について

① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の種類をすべて記載させる。

② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載させる。

③ 解体工事については（２）②に準じた取扱いとし、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者である場合は、過年度に請け負った工事も含めとび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて記載しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上するものとする。

【記載にあたっての留意事項】

業種追加の申請にあたって様式第三号を作成する場合は、業種追加で許可を受けようとする建設業に係る建設工事のみに関して記載し、許可を受けている建設工事の施工金額の記載は不要です。

様式第四号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

平成　　年　　月　　日

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

記載要領

１　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。

２　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

３　「その他の技術関係使用人」の欄は、法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第四号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（４）］

（４）使用人数（様式第四号）について

① 「建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。

② 同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として従事する職務の区分に含めて記載させる。

【記載にあたっての留意事項】

1 主たる営業所を１番上に記載し、次に従たる営業所を、支店、営業所等の規模等の違いにかかわらず、市区町村コードの小さいものから順に記載してください。

2 新規申請等の場合は、申請時点の人数及び申請日を記載し、事業年度修了後４ヶ月以内に提出する変更届出書（許可事務ガイドライン別紙８）に添付する場合は、決算日時点の人数及び決算日を記載してください。

様式第六号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成　　年　　月　　日

申請者　　印

地方整備局長
北海道開発局長
知事　　殿

記載要領

「　地方整備局長
北海道開発局長　　については、不要のものを消すこと。
知事　」

【記載にあたっての留意事項】

1　「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行にあって、一定の権限を有する者（例：支配人及び従たる営業所の代表者。本店は除く。）で、「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）」及び「建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号）」に記載する者になります。

2　「法定代理人」とは、未成年者が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいいます。未成年者が建設業の営業を行う場合には、法定代理人の選任が必要です。

3　「法第８条各号」及び「法第 17 条各号おいて準用される法第８条各号」に規定されている欠格要件は次のものをさします。

①　成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

②　不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて５年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

③　許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

④　許可の取消処分を免れるための廃業の届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前６０日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

⑤　営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

⑥　営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

⑦　禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

⑧　建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む）

⑨　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法人の役員等、支配人及び建設業法施行令第３条に規定する使用人に該当者がある場合を含む。）

⑩　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨まで又は⑪（法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

⑪　法人でその役員等又は建設業法施行令第３条に規定する使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が許可を取り消される以前から、③は④に該当する者についてはその者が廃業の届出をする以前から、⑥に該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、法人の役員等又は建設業法施行令第３条に規定する使用人であった者を除く。）のあるもの

⑫　個人で建設業法施行令第３条に規定する使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が許可の取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が廃業の届出をする以前から、⑥に該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、個人の建設業法施行令第３条に規定する使用人であった者を除く。）のあるもの

⑬　暴力団員等がその事業活動を支配する者

4　「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの　申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

経 営 業 務 の 管 理 責 任 者 証 明 書

（１）　下記の者は、　　工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役 職 名 等

経 験 年 数　　年　　月から　　年　　月まで　満　　年　　月

証明者と被証明者との関係

備　　考

平成　　年　　月　　日

証明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（２）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員／本　　人／の 支 配 人｝で建設業法第７条第１号｛イ／ロ｝に該当する者であることに相違ありません。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

申請又は届出の区分　□　項番 1 7 □（3）　（１．新規　２．変更　３．経営業務の管理責任者の追加　４．経営業務の管理責任者の更新等）

変更又は追加の年月日　平成　　年　　月　　日

許可番号　□　1 8　大臣知事コード □□（3）　国土交通大臣知事 許可（般／特－□□）第□□□□□□（5 10）号　許可年月日　平成□□（11）年□□（13）月□□（15）日

記

◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ　□　1 9　□□（3）

元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　□　2 0　□□□□□□□□□□（3 5 10）　生 年 月 日　□□□（13 14）年□□（16）月□□（18）日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎【変　更　前】

元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　□　2 1　□□□□□□□□□□（3 5 10）　生 年 月 日　□□□（13 14）年□□（16）月□□（18）日

備考
経営業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

別紙　　（用紙Ａ４）

経営業務の管理責任者の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	年　月　日生
職名			

	期間	従事した職務内容
職歴	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

	年　月　日	賞罰の内容
賞罰		

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日　　氏名　　印

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号

記載要領

1　この証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（１）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「{の常勤の役員／本人／の支配人}」、「{イ／ロ}」、「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経営業務の管理責任者としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・・　現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があつた場合

「３．経営業務の管理責任者の追加」・・・　現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合

「４．経営業務の管理責任者の更新等」・・　経営業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」、「３．経営業務の管理責任者の追加」又は「４．経営業務の管理責任者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　「変更又は追加の年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」、「３」又は「４」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣／知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0及び2 1「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

様式第七号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（５）】

（５）経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）について

① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業についても同一人がなり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経営業務の管理責任者として証明することのないよう指導する。

② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成させる。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合においては、（１）「　　工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。

③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。

④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第７条の２の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、1 7「申請又は届出の区分」は、「２．変更」として扱い、カラムには「２」を記入させる。なお、経営業務の管理責任者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。

⑤ 経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）は、経営業務の管理責任者である役員について記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第８条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

［建設業許可事務ガイドライン【第７条関係】１．］

１．経営業務の管理責任者について（第１号）

（１）「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議

を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

  組織図その他これに準ずる書類
- 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

  業務分掌規程その他これに準ずる書類
- 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

  定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

（2）「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

（3）「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

（4）「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

（5）本号は、許可を受けようとする建設業について、本号のイ又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号のイ又はロの要件を満たしているときは、当該他の建設業についてもその者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。

なお、本号のイ又はロに該当する者が第二号に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

（６）建設業法第７条第１号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（６）において「告示」という。）について

①　許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位について

（ａ）　執行役員等としての経営管理経験について（告示第１号イ）

イ　「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

ロ　許可を受けようとする建設業に関する５年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算５年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ハ　本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙６による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・　執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

　組織図その他これに準ずる書類

・　業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

　業務分掌規程その他これに準ずる書類

・　取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

　定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

・　執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

　取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

（ｂ）　経営業務を補佐した経験について（告示第１号ロ）

イ　経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

ロ　許可を受けようとする建設業に関する６年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ハ　法人、個人又はその両方において６年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。

ニ　本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙６による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・　被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

・　被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

・　補佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

②　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経験について

（ａ）　経営業務の管理責任者としての経験について（告示第２号イ）

イ　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算６年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ロ　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において６年以上の経験を有することを要する者ではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

（ｂ）　執行役員等としての経営管理経験について（告示第２号ロ）

イ　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ロ　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する６年以上の執行役員等としての経験については、単一の業種区分において６年以上の経験を有することを要するものではな

く、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

ハ　本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙６による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・　執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

　組織図その他これに準ずる書類

・　業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

　業務分掌規程その他これに準ずる書類

・　取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

　定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

・　執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

　取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

別紙6

経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて
経営業務を補佐した経験の認定に関する調書

1　認定を受ける者の氏名		生年月日	Ｍ・Ｔ・Ｓ　　年　　月　　日
2　経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称			
3　２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	1.新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.経営業務の管理責任者の変更 現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特ー　）第　　号		
4　経営業務の管理責任者となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・板・ ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解		
5　認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。			
(1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称			

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特ー　　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特ー　　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特ー　　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゆ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

(3)　準ずる地位に認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　　年　　月

①　　(Ｓ・Ｈ　年　月　日～Ｓ・Ｈ　年　月　日)
②　　(Ｓ・Ｈ　年　月　日～Ｓ・Ｈ　年　月　日)
③　　(Ｓ・Ｈ　年　月　日～Ｓ・Ｈ　年　月　日)

(4)　(3)の役職の主な職務内容

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（　）　その他（　　）

②　業務分掌規程（　）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（　）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（　）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合

(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考					
7　認定の可否	認定・否認定	決裁日	平成　　年　　月　　日	担当者	

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

専任技術者証明書（新規・変更）

（１）　下記のとおり、{ 建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

（２）　下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者　　　　　　　　　　　　　　　　印

	項番		
区分	6 1	大臣コード / 知事	（１．新規許可等　２．専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更　３．専任技術者の追加　４．専任技術者の交替に伴う削除　５．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）
許可番号	6 2		国土交通大臣 / 知事　許可（般 / 特－　）第　　　　　　号　許可年月日　平成　年　月　日

記

	項番	
		フリガナ　（フリガナ）　元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	6 3	生年月日　　年　月　日
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
今後担当する建設工事の種類	6 4	
現在担当している建設工事の種類		
		1　2　3　4　5　6　7　8
有資格区分	6 5	
変更、追加又は削除の年月日		平成　年　月　日　　営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		営業所の名称（新所属）

	項番	
		フリガナ　（フリガナ）　元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	6 3	生年月日　　年　月　日
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
今後担当する建設工事の種類	6 4	
現在担当している建設工事の種類		
		1　2　3　4　5　6　7　8
有資格区分	6 5	
変更、追加又は削除の年月日		平成　年　月　日　　営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		営業所の名称（新所属）

	項番	
		フリガナ　（フリガナ）　元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	6 3	生年月日　　年　月　日
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
今後担当する建設工事の種類	6 4	
現在担当している建設工事の種類		
		1　2　3　4　5　6　7　8
有資格区分	6 5	
変更、追加又は削除の年月日		平成　年　月　日　　営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		営業所の名称（新所属）

様式第八号

記載要領

1　この証明書は、次の（1）から（5）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（1）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「1」を記入すること。

（2）　許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「2」を記入すること。

（3）　許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「3」を記入すること。

（4）　許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（2）又は（3）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第７条第２号若しくは法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の３）を用いて届け出ること。

（5）　許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（3）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（4）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2　「建設業法第７条第２号／建設業法第15条第２号」、「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

3　「申請者／届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　6 2「許可番号」の欄の「大臣／知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　6 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

7　6 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

・一般建設業の場合
「１」・・・・・・・法第７条第２号イ該当
「４」・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
「７」・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
・特定建設業の場合
「２」・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
「３」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
「５」・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
「６」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
「８」・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
「９」・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「１」、「２」、「４」又は「５」を記入した場合（記載要領１（１）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8　6 5「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9　「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、6 1「区分」の欄に「２」、「３」、「４」又は「５」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10　「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

様式第八号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条】２．（６）及び（９）］

（６）専任技術者証明書（様式第八号）について

① 建設業許可申請時（更新を除く。）、専任技術者の変更がある場合には新規・変更用（様式第八号）を使用させて変更等の手続を行うこととする。なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。

② 新規・変更用（様式第八号）（新規許可等を申請するために使用する場合（6 1「区分」の欄に「１」を記入する場合）に限る。）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。

③ 同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することのないよう指導する。

④ 6 4の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者になり得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となっている建設業が一般建設業の場合には、「１」、「４」又は「７」を記入させる。

⑤ 6 4の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている者が新たに他の建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領７に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。

⑥ 般・特新規若しくは業種追加を申請する場合又は専任技術者の担当業種若しくは有資格区分の変更に基づき届出を行う場合において、専任技術者としての基準を満たしていることを証するために添付する証明書については、 6 4の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあっては、その提出を省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなっている場合には、省略することができない。

⑦ 6 5の「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が他に資格を有している場合であっても、同人が専任の技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。

⑧ 規則第７条の３第２号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「屋根工事業」の下欄四、「しゅんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「熱絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三、「解体工事業」の下欄五、六、七に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）及び建設業法施行規則第７条の３第１号又は第２号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1424号。⑨において「主任技術者要件告示」という。）第二号又は第三号に該当する者として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号による「専任技術者証明書」の資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」を記載させる。

⑨ 主任技術者要件告示第一号の表中「解体工事業」の下欄三から八、建設業法第15条第２号

イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和63建設省告示第1317号）の表中「解体工事業」の下欄三、四及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成28年国土交通省告示第○○○○号）に該当する者として専任技術者の証明をする場合には、規則別表（二）の分類に従い、法第７条第２号の区分に該当するコード（法第７条第２号ハに該当する者については、その有する資格等の区分に該当するコードのうち附則第４条該当に係るもの）を用いることとする。

⑩　許可を受けた建設業が解体工事業である場合において、上記のいずれかに該当する者又は建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第４条に該当する者（以下「経過措置該当者」という。）から、法第７条２号若しくは第１５条第２号又は平成27年改正省令附則第１条若しくは第３条に該当する者へ専任技術者を変更する場合にも変更の手続を行う必要があることに留意する。

（９）その他専任技術者の証明書類（規則第３条第２項及び第１３条第２項）について

①　規則第３条第２項第３号に規定する「法第７条第２号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第１３条第２項第１号に規定する「法第１５条第２号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第２７条第１項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第３項に規定する合格証明書により確認することとするが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。

②　規則第３条第２項第４号又は規則第１３条第２項第４号（監理技術者資格者証の写し）により、法７条第２号又は法１５条第２号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（７）の実務経験証明書、（８）の指導監督的実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。

［建設業許可事務ガイドライン【第７条関係】２．］

２．専任技術者について（第２号）

（１）「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

①　住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者

③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）

④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（２）「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年５月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年６月１日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できるまた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

（３）本号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ、ロ又はハの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱うことができる。

なお、経営業務の管理責任者に該当する者と専任の技術者とを重複して認めることは、勤務場所が同一の営業所である限り差し支えない。

［建設業許可事務ガイドライン【第１５条関係】１．］

１．専任技術者について（法第15条第２号）

（１）営業所におかれる技術者に必要とされる実務の経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、したがって発注者の側における経験、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。

（２）指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発

注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、２年以上の指導監督的な実務の経験が必要であるが、昭和59年10月１日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月１日以降平成６年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該２年以上の期間に算入することができる。

（３）法第７条第２号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第２号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第７条第２号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第２号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年５月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年６月１日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

【記載にあたっての留意事項】

1　許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者を置かなければなりません。「専任の技術者」は、所属する営業所に常時勤務することが必要です。同一営業所内で、必要な技術者要件を備えていれば、2 業種以上の専任技術者を兼ねることができ、営業所長を兼ねることもできます。ただし、他の営業所の技術者を兼ねることはできません。

2　この証明書は、被証明者 3 人ごとに作成します。
　この証明書に記載される専任の技術者の順序は、建設業許可申請書(様式第 1 号)に添付する場合はの別紙 2(1)又は別紙 2(2)に記載された営業所の記載の順序に沿って記載します。

3　「許可番号」及び「許可年月日」の欄は新規又は許可換え新規申請の場合は本欄について記入する必要はありません。

4　⑥⑭「今後担当する建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(様式第１号)別紙 2(1)(2)の「営業所」欄の「営業しようとする建設業」に記載した建設業の分類に従い、該当する数字を記入することになります。数字は以下の専任技術者に該当することを示します。

・一般建設業の場合

「１」・・・法第７条第２号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）

「４」・・・法第７条第２号ロ該当（10年以上の実務経験）

「７」・・・法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）

・特定建設業の場合

「２」・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当（指定学科卒業後、２年以上の指導監督的実務経験）

「３」・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）

「５」・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当（10年以上の実務経験及び２年以上の指導監督的実務経験）

「６」・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）

「８」・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当（国家資格取得者等及び２年以上の指導監督的実務経験）

「９」・・・法第15条第２号イ該当（国家資格取得者等）

【記載例】

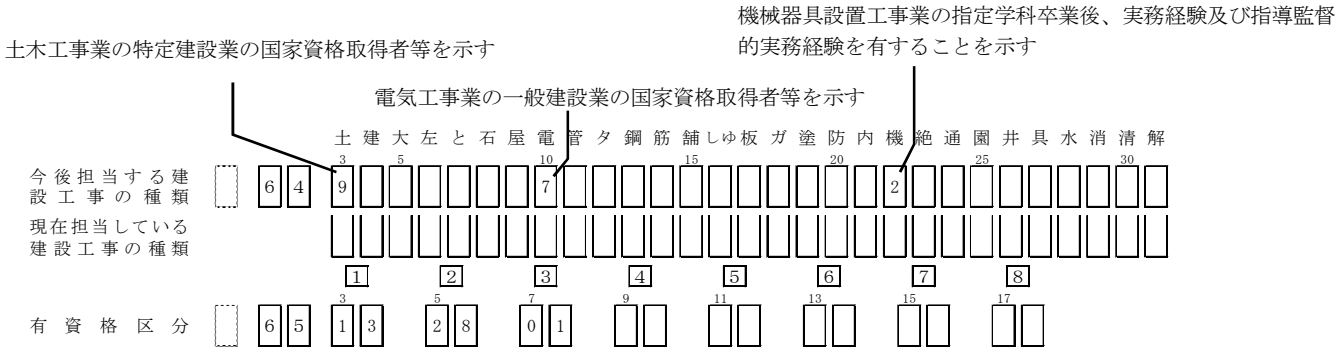

※特定建設業の専任技術者になることが可能な資格であっても、一般建設業の専任技術者になる場合は一般建設業の数字を記入する。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、新規許可申請に該当する場合は記載を要しませんが、それ以外の許可申請の場合で現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事全てについて、同様の要領により記載することとなります。既に証明されている建設工事の種類についても、提出(届出)後も引き続いて相当するものは、必ず記入して下さい。

5　⑥⑤「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の区分(同法第7条第2号ハ該当又は同法第15条第2号イ該当については、当該技術者の有する資格等の区分)について別表(二)(三)の分類に従い該当するコードをカラムに記入して下さい（上記4の記載例参照）。

6　「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、⑥①「区分」の欄に「２」(専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更)、「３」(専任技術者の追加)、「４」(専任技術者の交代に伴う削除)又は「５」（専任技術者が置かれる営業所のみの変更）を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記載します。

7　「営業所の名称(旧所属)」の欄には、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載することとなります。

様式第九号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、　　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被証明者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

技術者の氏名		生年月日		使用された期間	年　月から 年　月まで
使用者の商号又は名称					

職名	実務経験の内容	実務経験年数
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計　満　年　月

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第９号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び６条関係】２．（７）］

（７）実務経験証明書（様式第九号）について

① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画街路○○線改良工事現場主任」、「○○駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載させる。

② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要である。この場合、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年５月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年６月１日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載させるものとする。

③ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（５）の③）に準じて取り扱うものとする。

④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できないこととされているので、審査に当たって十分注意する。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後は、令第１条の２第１項に規定する軽微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たっては十分に注意する。

［建設業許可事務ガイドライン【第７条関係】２．（２）］

（２）「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年５月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年６月１日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できるまた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に

係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

【記載にあたっての留意事項】

1　この証明書は、建設業法第 7 条第 2 号のうち実務の経験により、営業所の専任技術者となる場合に必要となります。ただし、監理技術者資格者証により、法第 7 条第 2 号の基準を満たすことを証明する場合には、この証明書の提出は必要ありません。

2　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 1 人について証明者別に作成します。

3　「　　工事」の欄には、建設工事の種類のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類を記載します。

4　「証明者」は、原則として使用者であることとしますが、使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者（例えば当時の上司等）の証明とすることができます。

5　「被証明者との関係」の欄には、証明者の立場からみた被証明者との関係を証明者が記載します。例えば、役員、社員、従業員、元所属課員等と記載します。

6　「技術者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする者の氏名及び生年月日を記載します。

7　「使用者の商号又は名称」の欄には、実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記載します。

8　「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載します。

9　「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載するものとし、具体的には、〇〇係長、〇〇工事長、〇〇課長等と記載します。

10　「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載します。当然、当該合計年数が 1 の表に掲げる必要な実務経験年数を満たしていることが必要となります(この場合、経験期間が重複しているものは、二重に計算できませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。）。

　なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載します。

　各実務経験年数の始まりの月は計上しないこととします。

　【例】　平成２８年２月から平成２８年６月まで→４月を計上

11　「使用者の証明を得ることができない場合」については個別にご相談ください。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙Ａ４）

指 導 監 督 的 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、　　工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被証明者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

技術者の氏名		生年月日		使用された期間	年　月から 年　月まで
使用者の商号又は名称					

発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　年　月

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（８）（９）］

（８）指導監督的実務経験証明書（様式第十号）について

① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、２年以上の指導監督的な実務の経験が必要である。（なお、昭和59年10月１日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月１日以降平成６年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該２年以上の期間に算入することができる。）したがって、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。

② 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（５）の③）に準じて取り扱うものとする。

③ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの（昭和59年10月１日前の建設工事にあっては1,500万円以上のもの、昭和59年10月１日以降平成６年12月28日前の建設工事にあっては3,000万円以上のもの）について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負代金の額とする。

④ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書（（７）の①及び②）に準じて取り扱うものとする。

（９）その他専任技術者の証明書類（規則第３条第２項及び第１３条第２項）について

② 規則第３条第２項第４号又は規則第１３条第２項第４号（監理技術者資格者証の写し）により、法７条第２号又は法１５条第２号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（７）の実務経験証明書、（８）の指導監督的実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。

［建設業許可事務ガイドライン【第１５条関係】１．］

【第15条関係】

１．専任技術者について（法第15条第２号）

（１）営業所におかれる技術者に必要とされる実務の経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、したがって発注者の側における経験、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。

（２）指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、２年以上の指導監督的な実務の経験が必要であるが、昭和59年10月１日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月１日以降平成６年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該２年以上の期間に算入することができる。

（３）法第７条第２号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第２号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第７条第２号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第２号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年５月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年６月１日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

【記載にあたっての留意事項】

1　この証明書が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で、法第 15 条第 2 号の「ロ」に該当する者すなわち次に該当する者です。

　一般建設業の許可を受けるに必要な技術者としての要件を備えており、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、4,500 万円以上であるものに関して 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者(なお、昭和 59 年 10 月 1 日前に請負代金の額が 1,500 万円以上 4,500 万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前に請負代金の額が 3,000 万円以上 4,500 万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500 万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該 2 年以上の期間に算入することができる。）

2　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 1 人について証明者別に作成します。

3　「指導監督的な実務の経験」を監理技術者資格者証の写しの提出により法第 15 条第 2 号の基準を満たすことを証明する場合にはこの証明書の提出は必要ありません。

4　「　　工事」の欄には、建設工事の種類のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類を記載します。

5　「証明者」の欄は、実務経験証明書（様式第 9 号）の記載に準じて記載します。

6　「発注者名」の欄には、最初の元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記載します。

7　「実務経験の内容」の欄には、指導監督的実務を得るに至った従事した建設工事の具体的な名称を請負契約書等により記載して経験の内容が明らかになるようにしなければなりません。

8　「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した建設工事に係る経験期間を記載します。それらの期間を合計して「合計」欄に記載しますが、当該合計年数が 2 年以上になる必要があります（この場合、経験期間が重複しているものは、二重に計算できませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。）。

　なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載します。

　各実務経験年数の始まりの月は計上しないこととします。

　【例】　平成２８年２月から平成２８年６月→４月を計上する。

9　「被証明者との関係」、「使用された期間」及び「職名」は、実務経験証明書（様式第 9 号）の記載に準じて記載します。

10　「使用者の証明を得ることができない場合」については個別にご相談ください。

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表

平成　　年　　月　　日

営業所の名称	職　　名	氏（フリ）　名（ガナ）

【記載にあたっての留意事項】

1　この表は、支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者について記載するものであり、これらの者が、建設業許可申請書（様式第１号）の別紙１の「役員等の氏名及び役員名等」の欄に記載した役員を兼ねている者についても記載することとなります。

　この表に掲げる者は、建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有するものであって、これらの者が欠格要件（建設業法第 8 条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号）に該当した場合には、許可を受けられず、許可を受けた後はその許可を取り消されることとなります。

2　「営業所の名称」の欄には、営業所の名称を建設業許可申請書（様式第１号）の別紙 2(1)及び別紙(2) に記載した順序で記載します。

3　「職名」の欄には、申請者が法人であって従たる営業所を置く場合にあっては、その営業所の代表者の職名を「〇〇支店長」､「〇〇営業所長」等と記載します。なお、その者が役員を兼ねている場合であってもこの一覧表に必ず記載するものとし、「取締役　〇〇支店長」、「取締役　〇〇営業所長」等と記載します。

　申請者が個人であって、支配人を置く場合にあっては、その職名を「支配人」と記載し、従たる営業所を置く場合にあっては、その営業所の代表者の職名を「〇〇支店長」､「〇〇営業所長」等と記載します。

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 7

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

（1）　国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
（2）　下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

項番

区　分　[ ]　7 1　[ ]（1．新規許可又は許可換え　2．一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請　3．有資格区分等の変更　4．技術者の追加　5．技術者の削除）

大臣
知事 コード

許可年月日

許可番号　[ ]　7 2　[ ][ ]　国土交通大臣／知事　許可（般／特－[ ][ ]）第[ ][ ][ ][ ][ ][ ]号　平成[ ][ ]年[ ][ ]月[ ][ ]日

記

項番　フリガナ　（フリガナ）

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　[ ]　7 3　[ ][ ]　[ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ]　生年月日[ ]　[ ][ ]年[ ][ ]月[ ][ ]日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）　[ ]　7 4

既提出の一覧表における建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　[ ]　7 5　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]

フリガナ　（フリガナ）

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　[ ]　7 3　[ ][ ]　[ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ]　生年月日[ ]　[ ][ ]年[ ][ ]月[ ][ ]日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）　[ ]　7 4

既提出の一覧表における建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　[ ]　7 5　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]

フリガナ　（フリガナ）

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　[ ]　7 3　[ ][ ]　[ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ]　生年月日[ ]　[ ][ ]年[ ][ ]月[ ][ ]日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）　[ ]　7 4

既提出の一覧表における建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　[ ]　7 5　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]

フリガナ　（フリガナ）

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　[ ]　7 3　[ ][ ]　[ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ]　生年月日[ ]　[ ][ ]年[ ][ ]月[ ][ ]日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）　[ ]　7 4

既提出の一覧表における建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　[ ]　7 5　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]　[ ][ ]

様式第十一号の二

記載要領

1　この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわりなく、法第７条第２号ハ又は法第15条第２号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第２号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

（１）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「１」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

（２）　一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「２」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第７条第２号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第２号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

（３）　既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第７条第２号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第２号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第２号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「３」を記入し、当該変更のあつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

（４）　（２）の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「４」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

（５）　既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「５」を記入し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（４）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（５）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2　「申請者／届出者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　7 2「許可番号」の欄の「大臣／知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　7 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はベのように１文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

7　7 4「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」の欄は、7 1「区分」の欄に「５」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第２号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

「２」・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当

「３」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
「５」・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
「６」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
「８」・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄に「３」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

８　7 5「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

様式第十一号の二

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（11）］

(11) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について

① 本表には、法第７条第２号ハに該当する者、法第15条第２号イに該当する者及び同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者について記載する必要があるが、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者にあっては、これらの者に加え、法第15条第２号ロに該当する者及び同号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者についても記載することを要する。

② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第７条第２号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第２号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督的実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合においては、「既提出の一覧表における建設工事の種類」に係る技術者の証明書については、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者資格者証を含む。）の写しをもって代えることができるものとする。

③ 規則第７条の３第２号の表中、実務経験要件緩和対象者については、二業種についてそれぞれ実務経験10年を有している者など本来記載対象外である法第７条第２号ロ該当の者の一部が当然に含まれるが、法第７条第２号ハに該当する者であるため、同様式記載要領１に従い、「国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）」の記載対象となるものである。

また、この場合、有資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」が記載されることとなる。

なお、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者については、法第７条第２号ロに該当し、かつ、法第15条第２号ロにも該当する場合、有資格区分コードを「99」から「02」に変更することが認められる。

④ 7 4の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」及び「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄には、技術者が法第７条第２号ハ又は第15条第２号イに該当する建設業については「７」又は「９」を記入する必要はない。

⑤ 7 5の「有資格区分」の欄は、申請する又は既に受けている許可の如何にかかわらず、

法第７条第２号ハに該当する者、法第15条第２号イに該当する者、同号ロに該当する者、同号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者の資格について記載させる。

［建設業許可事務ガイドライン【第11条関係】１．］

１．変更届出書等の効力について

変更届出書（様式第二十二号の二）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあっては経由庁が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

【記載にあたっての留意事項】

1　この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわりなく、法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者(以下「国家資格者等・監理技術者」という。)について、下記 2 の場合に作成します。

ただし、次の者の記載は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこととなります。

① 法第 15 条第 2 号ロに該当する者（特定建設業の営業所専任技術者となり得る者に該当）

② 法第 15 条第 2 号ハに該当（同号ロと同等以上）する者（同上）

2　この証明書は、次の場合ごとに、被証明者 4 人ごとに氏名の五十音順に作成します。

ア　許可申請とともに提出する場合

(a)　区分 1　「新規許可又は許可換え」の場合

① 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合（新規許可申請）

② 現在有効な受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合（許可換え新規許可申請）

この場合、「(1)」を〇で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、㋐①「区分」の欄の□に「１」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成します。

(b)　区分 2「一般建設業の許可のみから特定建設業の許可を申請」する場合

一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合（般・特新規）

この場合、「(1)」を〇で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、㋐①「区分」の欄の□に「２」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表に記載された技術者以外の国家資格者等・監理技術者について作成します。

（一般建設業の許可を受けていたときに、国家資格者等（主任技術者）として、この一覧表に記載されていた技術者については作成する必要はありません。

ただし、既に提出された一覧表に 2 級相当の国家資格等を有するとして記載された技術者が、特定建設業の許可の申請以前に、既に所要の指導監督的実務経験を有する場合にあっては、その者について作成します。）

イ　変更の届出として提出する場合

(a)　区分 3「有資格区分等の変更」の場合

① 既に提出している一覧表に記載された技術者の有資格区分に変更があった場合（法第 7 条第 2 号ハに該当する者として既に提出している一覧表に記載された技術者が新たに指導監督的な実務の経験を有したことにより法第 15 条第 2 号ロに該当する者となった場合を含む。）

② 法第 15 条第 2 号ロに該当する者として既に提出している一覧表に記載された技術者が当該一覧表記載の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することになった場合

この場合、「(2)」を〇で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、㋐①「区分」の欄の□に「３」を記入し、当該変更のあった国家資格者等・監理技術者について作成します。

(b)　区分 4「技術者の追加」の場合

①　前記ア(b)の場合を除き、既に提出している一覧表に記載された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

②　婚姻等により氏名の変更があった場合、変更後の氏名を届け出る場合

③　平成 8 年 6 月 29 日（改正省令施行日）以後初めて、特定建設業の業種追加、更新の許可申請をする場合、法第 15 条第 2 号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者を届け出ことが必要ですが、当該日後に既に当該書類を提出した者は、再度提出する必要はありません。

なお、この届出と同時に、変更前の氏名について下記(c)により「削除」の届け出を行わなければなりません。

この場合、「(2)」を〇で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、㋐①「区分」の欄の□に「４」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成することが必要です。

(c)　区分 5「技術者の削除」の場合

①　既に提出している一覧表に記載された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなった場合

②　婚姻等により氏名の変更があった場合、変更前の氏名を届け出る場合

なお、この届出と同時に、変更後の氏名について前記(4)により「追加」の届け出をすることが必要です。

様式第十二号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書

住所			
氏名		生年月日	年　月　日生
役名等			

	年月日	賞罰の内容
賞		
罰		

上記のとおり相違ありません。

平成　年　月　日　　氏名　　印

記載要領

1　「（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。

2　法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

3　株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

4　顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

5　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

6　様式第７号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十二号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（12）］

(12) 許可申請者（法人の役員等　本人　法定代理人　法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成するものとするが、経営業務の管理責任者については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第８条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

【記載にあたっての留意事項】

1　この調書は、許可申請者が法人である場合、様式第一号別紙一「役員等の一覧表」に記載した役員等全員について作成します。

2　（法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等）については、許可申請者が法人の場合は「法人の役員等」以外を消し、許可申請者が個人の場合は「法人の役員等」を消し、「本人」、「法定代理人」及び「法定代理人の役員等」のいずれかを残します。

3　「職名」の欄には、許可申請時・変更届時の職名を記載します。

　　【例】法人の場合：代表取締役、取締役　等　　個人の場合：事業主　等

4　「賞罰」の欄には、建設業に関する行政処分等の他にその他の賞罰を記載していただき、該当がない場合は「なし」と記載してください。

5　「株主等」「顧問」「相談役」の調書における記載事項は「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「役名等」です。それら以外（賞罰欄、日付・署名欄）の記入は不要です。

様式第十三号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所			
氏名		生年月日	年月日生
営業所名			
職名			

	年月日	賞罰の内容
賞		
罰		

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日　　氏名　　印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第十三号

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（13）］

(13) 建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）について

この調書は、「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第８条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

【記載にあたっての留意事項】

1　この調書は、「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表」（様式第 11 号）に記載した者全員について作成します。ただし、役員等を兼ねている者は、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」（様式第 12 号）を作成することにより、この調書の作成を省略することができます。

2　「住所」の欄には、現住所を記載してください。

3　「営業所名」の欄には、所属営業所を記載してください。

4　「職名」の欄には、所属営業所の役職名を記載してください。

5　「賞罰」の欄には、建設業に関する行政処分等の他にその他の賞罰を記載していただき、該当がない場合は「なし」と記載してください。

様式第十四号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

株　　主　　（出　　資　　者）　　調　　書

株主（出資者）名	住　　所	所有株数又は出資の価額

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載方法

1　この調書は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合にあっては、装株主の議決権の１００分の５以上を有する株主、その他の法人にあっては、出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者について記載します。

2　「株主（出資者）名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載してください。

3　「所有株主又は出資の価額」の欄には、数字とあわせて、株数は「株」、出資の価額は「円」と単位を記載してください。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸　借　対　照　表

平成　　年　　月　　日　現在

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　産　の　部

Ⅰ　流　動　資　産			千円
現金預金			
受取手形			
完成工事未収入金			
有価証券			
未成工事支出金			
材料貯蔵品			
短期貸付金			
前払費用			
繰延税金資産			
その他			
貸倒引当金		△	
流動資産合計			
Ⅱ　固　定　資　産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物			
減価償却累計額	△		
機械・運搬具			
減価償却累計額	△		
工具器具・備品			
減価償却累計額	△		
土　地			
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計			
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			

リース資産
その他
無形固定資産合計

(3) 投資その他の資産
投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金 △
投資その他の資産合計
固定資産合計

Ⅲ 繰 延 資 産
創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計

負 債 の 部

Ⅰ 流 動 負 債
支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
引当金
その他
流動負債合計

Ⅱ　固　定　負　債
　　社債
　　長期借入金
　　リース債務
　　繰延税金負債
　　　　引当金
　　負ののれん
　　その他
　　　固定負債合計
　　　負債合計

純　資　産　の　部

Ⅰ　株　主　資　本
　　(1) 資本金
　　(2) 新株式申込証拠金
　　(3) 資本剰余金
　　　資本準備金
　　　その他資本剰余金
　　　　資本剰余金合計
　　(4) 利益剰余金
　　　利益準備金
　　　その他利益剰余金
　　　　　準備金
　　　　　積立金
　　　繰越利益剰余金
　　　利益剰余金合計
　　(5) 自己株式　　△
　　(6) 自己株式申込証拠金
　　　　株主資本合計
Ⅱ　評価・換算差額等
　　(1) その他有価証券評価差額金
　　(2) 繰延ヘッジ損益
　　(3) 土地再評価差額金
　　　　評価・換算差額等合計
Ⅲ　新　株　予　約　権
　　　純資産合計
　　　負債純資産合計

記載要領

1　貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6　建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。

7　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。

8　流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

9　記載要領６及び８は、負債の部の記載に準用する。

10　「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。

11　記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。

12　「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。

14　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。

15　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。

16　「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。

17　持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

18　「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。

19　持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。

20　その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。

21　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

（会社名）

千円

Ⅰ　売　　上　　高		
完成工事高	……	
兼業事業売上高	――	――
Ⅱ　売　上　原　価		
完成工事原価	……	
兼業事業売上原価	――	――
売上総利益（売上総損失）		
完成工事総利益（完成工事総損失）	……	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	――	――
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
役員報酬	……	
従業員給料手当	……	
退職金	……	
法定福利費	……	
福利厚生費	……	
修繕維持費	……	
事務用品費	……	
通信交通費	……	
動力用水光熱費	……	
調査研究費	……	
広告宣伝費	……	
貸倒引当金繰入額	……	
貸倒損失	……	
交際費	……	
寄付金	……	
地代家賃	……	
減価償却費	……	
開発費償却	……	
租税公課	……	
保険料	……	
雑　費	――	――
営業利益（営業損失）		……
Ⅳ　営業外収益		
受取利息配当金	……	
その他	――	――
Ⅴ　営業外費用		
支払利息	……	
貸倒引当金繰入額	……	
貸倒損失	……	
その他	――	――
経常利益（経常損失）		……
Ⅵ　特　別　利　益		
前期損益修正益	……	
その他	――	――
Ⅶ　特　別　損　失		
前期損益修正損	……	
その他	――	――
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		……
法人税、住民税及び事業税	……	
法人税等調整額	――	――
当期純利益（当期純損失）		＝＝

記載要領

1　損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

6　「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

9　特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

10　「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

11　記載要領８は「前期損益修正損」の記載に、記載要領９は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12　「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

（用紙Ａ４）

完　成　工　事　原　価　報　告　書

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

（会社名）

千円

Ⅰ　材　料　費		……
Ⅱ　労　務　費		……
（うち労務外注費	＿＿＿＿）	
Ⅲ　外　注　費		……
Ⅳ　経　　費		＿＿＿＿
（うち人件費	＿＿＿＿）	
完成工事原価		＝＝＝＝

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

株主資本等変動計算書

自　平成　　年　　月　　日

至　平成　　年　　月　　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千円

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
×××××																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

記載要領

1　株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

5　その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6　評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

7　各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。

8　当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第２条第３項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬（びゅう）の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

9　株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

10　株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　当期純利益又は当期純損失

(2)　新株の発行又は自己株式の処分

(3)　剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当

(4)　自己株式の取得

(5)　自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

① 資本金から準備金又は剰余金への振替

② 準備金から資本金又は剰余金への振替

③ 剰余金から資本金又は準備金への振替

④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

注　　記　　表

自　平成　　年　　月　　日

至　平成　　年　　月　　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

(2)　固定資産の減価償却の方法

(3)　引当金の計上基準

(4)　収益及び費用の計上基準

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬（びゅう）の訂正

7　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8　損益計算書関係

(1)　工事進行基準による完成工事高

(2)　売上高のうち関係会社に対する部分

(3)　売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5)　関係会社との営業取引以外の取引高

(6)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3)　剰余金の配当

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10　税効果会計

11　リースにより使用する固定資産

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

14　関連当事者との取引

取引の内容

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科　目	期末残高（千円）

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1)　取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象

17　連結配当規制適用の有無

18　その他

記載要領

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株　式　会　社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	

1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬（びゅう）の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

2　注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3　記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6　注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4)　完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(5)　税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産

又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤謬（びゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬（びゅう）の内容

②　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注７

(1)　担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2)　保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。

(3)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4)　総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

(5)　貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6)　同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注８

(1)　工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。

(2)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注９

(3)　事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つ

ていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14　「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たつては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③　その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17　会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18　注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）　　（用紙Ａ４）

附　属　明　細　表

平成　　年　　月　　日現在

1　完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相　手　先	金　　額
	千円
計	

滞留状況

発　生　時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2　短期貸付金明細表

相　手　先	金　　額
	千円
計	

3　長期貸付金明細表

相　手　先	金　　額
	千円
計	

4　関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

5　関係会社有価証券明細表

	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
株式		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												

	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
社債		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計							
その他の有価証券								
	計							

6　関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

7　短期借入金明細表

借　　入　　先	金　　額	返　済　期　日	摘　　要
	千円		
計			―

8　長期借入金明細表

借　入　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

9　関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

10　保証債務明細表

相　　手　　先	金　　額
	千円
計	

記載要領

第１　一般的事項

１　「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第２条第３号に定める会社をいう。

２　「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第19号に定める会社をいう。

３　「関係会社」とは、会社計算規則第２条第３項第23号に定める会社をいう。

４　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の４、５、６及び９の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借

対照表の写しを添付しなければならない。

5　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第２　個別事項

１　完成工事未収入金の詳細

(1)　別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　滞留状況については、当期計上分（１年未満）及び前期以前計上分（１年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

２　短期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

３　長期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

４　関係会社貸付金明細表

(1)　貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

５　関係会社有価証券明細表

(1)　貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄

及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。

(3)　社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

(4)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の２により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

(5)　当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(6)　一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の５を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の５を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7)　株式のうち、会社法第308条第１項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6　関係会社出資金明細表

(1)　貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　出資金額の重要なものについては、出資の条件（１口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3)　本表に記載されている会社であって、第２の５の(６)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7　短期借入金明細表

(1)　貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2)　設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3)　摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8　長期借入金明細表

(1)　貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2)　契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3)　摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後３年間における１年ごとの返済予定額を注記すること。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9　関係会社借入金明細表

(1)　貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　短期借入金については、第２の７の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第２の８の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10　保証債務明細表

(1)　注記表の３の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　注記表の３の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

様式第一七号の三

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（15）］

（15）附属明細表（様式第十七号の三）について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができるものとする。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸　借　対　照　表

平成　　年　　月　　日　現在

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　産　の　部

		千円
Ⅰ　流　動　資　産		
現金預金		
受取手形		
完成工事未収入金		
有価証券		
未成工事支出金		
材料貯蔵品		
その他		
貸倒引当金	△	
流動資産合計		
Ⅱ　固　定　資　産		
建物・構築物		
機械・運搬具		
工具器具・備品		
土地		
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計		
資産合計		

負　債　の　部

Ⅰ　流　動　負　債	
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
＿＿＿引当金	
その他	
流動負債合計	

Ⅱ　固　定　負　債

長期借入金	----------
その他	----------
固定負債合計	----------
負債合計	==========

純　資　産　の　部

期首資本金	----------
事業主借勘定	----------
事業主貸勘定	△ ----------
事業主利益	----------
純資産合計	==========
負債純資産合計	==========

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

1　貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

2　下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金―――前期末の資本合計

事業主借勘定――事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

事業主貸勘定――事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

事業主利益（事業主損失）――損益計算書の事業主利益（事業主損失）

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6　流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

7　記載要領６は、負債の部の記載に準用する。

8　「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。

9　注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

損　　益　　計　　算　　書

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

（商号又は名称）

千円

Ⅰ	完成工事高		.....
Ⅱ	完成工事原価		
	材料費	.....	
	労務費	.....	
	（うち労務外注費　　）		
	外注費	.....	
	経　費	———	———
	完成工事総利益（完成工事総損失）		.....
Ⅲ	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	.....	
	退職金	.....	
	法定福利費	.....	
	福利厚生費	.....	
	維持修繕費	.....	
	事務用品費	.....	
	通信交通費	.....	
	動力用水光熱費	.....	
	広告宣伝費	.....	
	交際費	.....	
	寄付金	.....	
	地代家賃	.....	
	減価償却費	.....	
	租税公課	.....	
	保険料	.....	
	雑　費	———	———
	営業利益（営業損失）		.....
Ⅳ	営業外収益		
	受取利息及び配当金	.....	
	その他	———	.....
Ⅴ	営業外費用		
	支払利息	.....	
	その他	———	———
	事業主利益（事業主損失）		═══

注　工事進行基準による完成工事高

記載要領

1　損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

2　「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の１を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。

6　「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の１を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の１を超える場合に記載すること。

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

建設業の登録及び許可の状況	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

賞罰	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載にあたっての留意事項】

建設業法に基づく登録及び許可については許可番号を記載してください。

様式第二十号の二（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

所　属　建　設　業　者　団　体

団　体　の　名　称	所　属　年　月　日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

【記載にあたっての留意事項】

「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第 27 条の 37 の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいいます。

様式第二十号の三（第四条、第十条関係）　　（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

（１）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

許可年月日
許　可　番　号　国土交通大臣 / 知事 許可（般 / 特 －　　）第　　号　　平成　　年　　月　　日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 （　　人）					

様式第二十号の三

記載要領

1　この表は、次の（1）及び（2）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（1）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。

（2）　既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合

この場合、「（2）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2　「申請者／届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

4　「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5　「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。

6　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

8　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

9　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

10　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

11　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

12　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

様式第二十号の三

［建設業許可事務ガイドライン【第５条及び第６条関係】２．（17）］

(17) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について

「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

様式第二十号の三（第四条、第十条関係）

一括適用の承認がある場合の記載方法

（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

（１）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成28年11月30日

北陸地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~　殿

申請者　○○県○○市○○町○○
　　○○建設(株)代表取締役　○○○○
届出者　　印

許可番号　国土交通大臣 ~~知事~~ 許可（般-特-××）第　×××　号　　許可年月日　平成 ×× 年 ×× 月 ×× 日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	３０人（　５人）	1	1	1	健康保険	○○○○（事業所整理記号及び事業所番号）
					厚生年金保険	○○○○（事業所整理記号及び事業所番号）
					雇用保険	○○○○（労働保険番号）
北海道支店	１５人（　０人）			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
東京支店	１５人（　０人）	1	1	1	健康保険	○○○○（事業所整理記号及び事業所番号）
					厚生年金保険	○○○○（事業所整理記号及び事業所番号）
					雇用保険	○○○○（労働保険番号）
大阪支店	１５人（　０人）			1	健康保険	東京支店一括
					厚生年金保険	東京支店一括
					雇用保険	東京支店一括
	人（　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	７５人（　５人）					

健康保険と厚生年金保険の欄について、他の営業所の一括適用を受けている場合は空欄にする

様式第二十号の四（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

主　要　取　引　金　融　機　関　名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

（例　○○銀行○○支店）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 6

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
（1）商号又は名称　（2）営業所の名称、所在地又は業種　（3）資本金額　（4）役員等の氏名　（5）個人業者の氏名
（6）支配人の氏名　（7）建設業法施行令第３条に規定する使用人　（8）｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者
について変更があつたので届出をします。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

許　可　番　号　項番 3 5　大臣知事コード 3 □□　国土交通大臣知事 許可（般 / 特 －□□）第 5 □□□□□ 10 号　許可年月日 平成 11 □□ 年 13 □□ 月 15 □□ 日

法　人　番　号　3 6　3 □□□□□□□□□□□□ 15

記

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ　3 7　3 □□ 5 □□□□□ 10 □□□□□ 15 □□□□□ 20 □□□
23 □□ 25 □□□□□ 30 □□□□□ 35 □□□□□ 40 □□□

商号又は名称　3 8　3 □□ 5 □□□□□ 10 □□□□□ 15 □□□□□ 20 □□□
23 □□ 25 □□□□□ 30 □□□□□ 35 □□□□□ 40 □□□

代表者又は個人の氏名のフリガナ　3 9　3 □□ 5 □□□□□ 10 □□□□□ 15 □□□□□ 20 □□□

代表者又は個人の氏名　4 0　3 □□ 5 □□□□□ 10 □□□

主たる営業所の所在地市区町村コード　4 1　3 □□ 5 □□□　都道府県名＿＿＿＿＿＿　市区町村名＿＿＿＿＿＿

主たる営業所の所在地　4 2　3 □□ 5 □□□□□ 10 □□□□□ 15 □□□□□ 20 □□□
23 □□ 25 □□□□□ 30 □□□□□ 35 □□□□□ 40 □□□

郵便番号　4 3　3 □□□ 5 － 6 □□□□　電話番号　10 □□□□□□□□□□□ 15 □□□□□ 20 □□□

資本金額又は出資総額　4 4　3 □□□, 5 □□□, 10 □□□　（千円）

連絡先
所属等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ファックス番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（第二面）

区　　分　項番 8 1　3　（ 2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止 ）

許　可　番　号　項番 8 2　3　大臣知事コード　国土交通大臣知事 許可（般－　）第　5　10　号　許可年月日　平成 11　年 13　月 15　日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業　8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

様式第二十二号の二

記載要領

1　（1）から（8）までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

2　「地方整備局長 / 北海道開発局長 / 知事」、「国土交通大臣 / 知事」及び「般 / 特」については、不要のものを消すこと。

3　「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業 □□のように左詰めで記入すること。

5　3 5「許可番号」の欄の「大臣 / 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　3 6「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

7　「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。

8　「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

9　届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

10　届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。

11　届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第７条第２号又は第１５条第２号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12　3 7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13　3 8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例　（株）A 建 設 □
B 建 設 （有）□□）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

14　3 9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

15　4 0「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

16　4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

17　4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。

18　4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。

19　4 4「資本金額 / 又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21　8 1「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「２．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「３．従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
「４．従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合
なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「３．従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「４．従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

様式第二十二号の二

［建設業許可事務ガイドライン【第11条関係】１．２．（１）（３）］

【第11条関係】

１．変更届出書等の効力について

変更届出書（様式第二十二号の二）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあっては経由庁が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

２．変更届出書等の取扱いについて

（１）変更届出書（様式第二十二号の二）について

① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が◎「入力事項」の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。

② 4 3の「郵便番号」「電話番号」の欄はいずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。

③ 法第５条第１号から第５号までに掲げる事項について変更があった場合に本届出書を記載させる。

（３）法第11条第１項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覚知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）

|0|0|0|0|8|

届　　出　　書

下記のとおり、
（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた
（２）　経営業務の管理責任者を削除した
（３）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた
（４）　専任の技術者を削除した
（５）　欠格要件に該当するに至つた
ので届出をします。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届 出 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

項番　大臣/知事コード

許可番号　|5|1|　|　|　国土交通大臣/知事 許可（般/特－　　）第　　　　　　号　許可年月日 平成　　年　　月　　日

記

（1）　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなつた場合
（2）　経営業務の管理責任者を削除した場合

元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　|5|2|　　　　　　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日

（3）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合
（4）　専任の技術者を削除した場合

元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　|5|3|　　　　　　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日

営業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　|5|3|　　　　　　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日

営業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元号〔平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　|5|3|　　　　　　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日

営業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（5）　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

様式第二十二号の三

記載要領

1　この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（1）　法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた場合

この場合、「(1)」を○で囲むとともに、5 2「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

（2）　許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経営業務の管理責任者を削除した場合

この場合、「(2)」を○で囲むとともに、5 2「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

（3）　法第７条第２号又は法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた場合

この場合、「(3)」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

（4）　許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合

この場合、「(4)」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

（5）　法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

2　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

3　「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　5 1「許可番号」の欄の「大臣／知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　5 2及び5 3「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

7　「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事について、次の表の（　）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

様式第二十二号の三

［建設業許可事務ガイドライン【第11条関係】１．２．（６）］

【第11条関係】

１．変更届出書等の効力について

変更届出書（様式第二十二号の二）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあっては経由庁が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

２．変更届出書等の取扱いについて

（６）届出書（様式第二十二号の三）について

本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。

経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が７年以上になった者がいるため複数いる経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためそこに置いていた専任技術者が不要になった場合等が考えられる。

なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届け出ることになる。

【記載にあたっての留意事項】

1　この届出書は次の場合に作成することになります。

(1)　建設業法第 7 条第 1 号に掲げる基準（経営業務の管理責任者の設置）を満たさなくなった場合

この場合、「(1)」を〇で囲むとともに、⑤②「氏名」及び「生年月日」の欄に必要事項を記載します。

(2)　許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経営業務の管理責任者を削除した場合

この場合、「(2)」を〇で囲むとともに、⑤②「氏名」及び「生年月日」の欄に必要事項を記載します。

【例】　経営業務の管理責任者が複数いる場合に

ア　一部の業種を廃業した事により経営業務の管理責任者の一人を削除する場合

イ　経営業務の管理責任者としての経験年数が 7 年以上になったため経営業務の管理責任者を削除する場合

(3)　建設業法第 7 条第 2 号又は同法第 15 条第 2 号に掲げる基準（営業所の専任技術者の設置）を満たさなくなった場合

この場合、「(3)」を〇で囲むとともに、⑤③「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に許可基準を満たさなくなった建設業の種類を略号（【例】土木工事業の専任技術者の設置を満たさなくなった場合→土を記載）で記載します。

(4)　許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合

この場合、「(4)」を〇で囲むとともに、⑤③「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に必要事項を記載します。

【例】

一部の業種の廃止の際に、廃業しない業種について引き続き専任技術者となる者及び営業所の廃止等に伴い所属営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、「専任技術者証明書（様式第 8 号）」の該当区分（「２」又は「５」）で届け出ることとなります。

(5)　建設業法第 8 条第 1 号及び第 7 号から第 13 号までに規定する欠格要件に該当した場合

この場合、「(5)」を〇で囲むとともに、「具体的事由」の欄にその理由を記載する必要があります。

【例】

経営業務の管理責任者証明書による区分「２」において変更前に記載された者及び専任技術者証明書(新規・変更)による区分「４」において専任技術者の交替に伴う削除に記載された者については、この届出書の作成は不要です。

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 9

廃　業　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

平成　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

届出の区分	項番 5 4	□	（1．全部の業種の廃業　2．一部の業種の廃業）
許可番号	5 5	大臣/知事コード □□	国土交通大臣/知事 許可（般/特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 平成□□年□□月□□日

記

			土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
廃止した建設業	5 6		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
届出時に許可を受けている建設業	5 7		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□（1．一般　2．特定）

行政庁側記入欄 整理区分	5 8	□
決裁年月日	5 9	平成□□年□□月□□日

【備考】

廃業等の年月日　平成　　年　　月　　日

廃業等の理由
（1）　許可に係る建設業者が死亡したため
（2）　法人が合併により消滅したため
（3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
（4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
（5）　許可を受けた建設業を廃止したため

様式第二十二号の四

記載要領

1　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

2　「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4　5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「２」をカラムに記入すること。

5　5 5「許可番号」の欄の「大臣／知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7　5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、６と同じ要領で記入すること。

8　太線の枠内には記入しないこと。

9　【備考】の欄は、（１）から（５）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

様式第二十二号の四

［建設業許可事務ガイドライン【第12条関係】］

１．廃業届（様式第二十二号の四）の取扱いについて

（１）法第12条の規定による届出は、本様式をもって行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(１)）による専任技術者の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させる。

（２）「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

5 8「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。

「１．廃業」……法第12条各号のいずれかに該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合

「２．取消」……許可行政庁が許可を取り消した場合

「３．失効」……許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合

5 9「決裁年月日」の欄は、廃業について決裁をした年月日を記載すること。

２．許可の取消しの通知について

廃業届に基づき許可の取消しをした場合においては、届出者に対し、別紙９により通知する。

なお、当該通知は直接届出者あてに送付若しくは手交することとし、届出者が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

別紙８

変　更　届　出　書

平成　　年　　月　　日

許可番号　国土交通大臣許可（般・特－　　）第　　号
法人番号

届出者　　印

局長　　殿

事業年度（第　　期　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

（1）工事経歴書　（2）工事施工金額　（3）貸借対照表及び損益計算書　（4）株主資本等変動計算書及び注記表　（5）事業報告書　（6）附属明細表　（7）法人税納付済額証明書　（8）所得税納付済額証明書　（9）使用人数　(10) 建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表　(11) 国家資格者等・監理技術者一覧表　(12) 定款　(13) 健康保険等の加入状況

記載要領

（1）から（13）までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

建設業許可事務ガイドライン別紙８

［建設業許可事務ガイドライン【第11条関係】２．（２）（４）（５）］

２．変更届出書等の取扱いについて

（２）事業報告書について

会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。

事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合にあっては、当該冊子を届け出ることで足りるものとする。

（４）法第11条第３項の規定により届出する際の健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）については、届出時点の状況を記載することとする。

（５）法第11条第２項及び第３項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙８により届出等を行わせるものとする。なお、「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

（別　表）（二）

	コード	資　格　区　分
	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11	一級建設機械施工技士
	1A	〃　（附則第4条該当）
	12	二級　〃　（第1種～第6種）
	1B	〃　（第1種～第6種）（附則第4条該当）
	13	一級土木施工管理技士
	1C	〃　（附則第4条該当）
	14	二級　〃　（土木）
	1D	〃　（土木）（附則第4条該当）
	15	〃　（鋼構造物塗装）
	16	〃　（薬液注入）
	1E	〃　（薬液注入）（附則第4条該当）
	20	一級建築施工管理技士
	2A	〃　（附則第4条該当）
	21	二級　〃　（建築）
	22	〃　（躯体）
	2B	〃　（躯体）（附則第4条該当）
	23	〃　（仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級　〃
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級　〃
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級　〃
建築士法	37	一級建築士
	38	二級　〃
	39	木造　〃
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）
	4A	〃　（附則第4条該当）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	4B	〃　（附則第4条該当）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	4C	〃　（附則第4条該当）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	4D	〃　（附則第4条該当）
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	5A	〃　（附則第4条該当）
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
電気工事士法 電気事業法	55	第一種電気工事士
	56	第二種　〃　3年
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）　5年
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者　5年
水道法	65	給水装置工事主任技術者　1年
消防法	68	甲種消防設備士
	69	乙種　〃

職業能力開発促進法	71	建築大工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	64	型枠施工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	6B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）	
		〃　（2級）（附則第4条該当）	3年
	72	左官（1級）	
		〃（2級）	3年
	57	とび・とび工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	5B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）	
		〃　（2級）（附則第4条該当）	3年
	73	コンクリート圧送施工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	7A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）	
		〃　（2級）（附則第4条該当）	3年
	66	ウェルポイント施工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	6C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）	
		〃　（2級）（附則第4条該当）	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	
		〃　〃　（2級）	3年
	75	給排水衛生設備配管（1級）	
		〃　（2級）	3年
	76	配管・配管工（1級）	
		〃　〃（2級）	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	
		〃　（2級）	3年
	77	タイル張り・タイル張り工（1級）	
		〃　〃　（2級）	3年
	78	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	
		〃　〃（2級）	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	
		〃　〃　（2級）	3年
	80	石工・石材施工・石積み（1級）	
		〃　〃　〃（2級）	3年
	81	鉄工・製罐（1級）	
		〃　〃（2級）	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	
		〃　〃　（2級）	3年
	83	工場板金（1級）	
		〃　（2級）	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	
		〃　〃　〃　（2級）	3年
	85	板金・板金工・打出し板金（1級）	
		〃　〃　〃　（2級）	3年
	86	かわらぶき・スレート施工（1級）	
		〃　〃　（2級）	3年
	87	ガラス施工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	
		〃　〃　〃（2級）	3年
	89	建築塗装・建築塗装工（1級）	
		〃　〃　（2級）	3年
	90	金属塗装・金属塗装工（1級）	
		〃　〃　（2級）	3年
	91	噴霧塗装（1級）	
		〃　（2級）	3年
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工（1級）	
		〃　〃（2級）	3年
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	
		〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃（2級）	3年
	94	熱絶縁施工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	
		〃　〃　〃　〃　〃　（2級）	3年
	96	造園（1級）	
		〃（2級）	3年
	97	防水施工（1級）	
		〃　（2級）	3年
	98	さく井（1級）	
		〃（2級）	3年

61	地すべり防止工事	1年
6A	〃　（附則第4条該当）	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
99	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表（二）　有資格コード一覧（一般建設業）１／２

「１」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）

		コード	資格区分		建設業の種類																												
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		01	法第７条第2号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		02	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	１級建設機械施工技士		7				7								7																
		1A	１級建設機械施工技士（附則第４条該当）		7				7								7																7
		12	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）		7				7								7																
		1B	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）（附則第４条該当）		7				7								7																7
		13	１級土木施工管理技士		7				7	7				7		7	7	7			7									7			7
		1C	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）		7				7	7				7		7	7	7			7									7			7
		14	２級土木施工管理技士	種別　土木	7				7	7				7		7	7	7												7			7
		1D		種別　土木（附則第４条該当）	7				7	7				7		7	7													7			7
		15		種別　鋼構造物塗装																	7												
		16		種別　薬液注入					7																								
		1E		種別　薬液注入（附則第４条該当）					7																								7
		20	１級建築施工管理技士			7	7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7	7		7				7				7
		2A	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）			7	7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7	7		7				7				7
		21	２級建築施工管理技士	種別　建築		7																											7
		22		種別　躯体			7		7					7	7	7																	7
		2B		種別　躯体（附則第４条該当）			7		7					7	7	7																	7
		23		種別　仕上げ			7	7		7	7			7					7	7	7	7	7		7			7					
		27	１級電気工事施工管理技士									7																					
		28	２級電気工事施工管理技士									7																					
		29	１級管工事施工管理技士										7																				
		30	２級管工事施工管理技士										7																				
		33	１級造園施工管理技士																							7						
		34	２級造園施工管理技士																							7						
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	免許証	37	１級建築士			7	7			7		7		7	7								7										
		38	２級建築士			7	7			7		7		7									7										
		39	木造建築士				7																										
技術士法	登録証	41	建設・総合技術監理（建設）		7				7			7					7	7									7						7
		4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第４条該当）		7				7			7					7	7									7						7
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		7				7			7		7			7	7									7						7
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第４条該当）		7				7			7		7			7	7									7						7
		43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7				7																								
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第４条該当）		7				7																								7
		44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7													7								
		45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										7											7									
		47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7														7		7				
		49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7								7																
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第４条該当）		7				7								7																7
		50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7				7																	7						
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第４条該当）		7				7																	7						7
		52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																	7			
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																	7		7	
電気工事士法	免状	55	第１種電気工事士									7																					
		56	第２種電気工事士　【3年】									7																					
電気事業法	免状	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【5年】									7																					
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者　【5年】																						7								
水　道　法	免状	65	給水装置工事主任技術者　【1年】										7																				
消　防　法	免状	68	甲種 消防設備士																											7			
		69	乙種 消防設備士																											7			
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

別表（二）　有資格コード一覧（一般建設業）２／２

	コード	資格区分	建設業の種類																									
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工			7																									
	64	型枠施工			7		7																							
	6B	型枠施工（附則第４条該当）			7		7																							7
	72	左官				7																								
	57	とび・とび工					7																							7
	5B	とび・とび工（附則第４条該当）					7																							7
	73	コンクリート圧送施工					7																							
	7A	コンクリート圧送施工（附則第４条該当）					7																							7
	66	ウェルポイント施工					7																							
	6C	ウェルポイント施工（附則第４条該当）					7																							7
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									7																			
	75	給排水衛生設備配管									7																			
	76	配管（注１）・配管工									7																			
	70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7													
	77	タイル張り・タイル張り工										7																		
	78	築炉・築炉工・ れんが積み										7																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																		
	80	石工・石材施工・石積み						7																						
	81	鉄工（注２）・製罐（せいかん）											7																	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												7																
	83	工場板金															7													
	84	板金・建築板金・板金工（注４）							7								7													
	85	板金・板金工・打出し板金															7													
	86	かわらぶき・スレート施工							7																					
	87	ガラス施工																7												
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7											
	89	建築塗装・建築塗装工																	7											
	90	金属塗装・金属塗装工																	7											
	91	噴霧塗装																	7											
	67	路面標示施工																	7											
	92	畳製作 ・ 畳工																			7									
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			7									
	94	熱絶縁施工																					7							
	95	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7			
	96	造園																							7					
	97	防水施工																		7										
	98	さく井																								7				
	61	地すべり防止工事　【１年】					7																			7				
	6A	地すべり防止工事（附則第４条該当）　【１年】					7																			7				7
	40	基礎ぐい工事					7																							
	62	建築設備士　【１年】								7	7																			
	63	計装　【１年】								7	7																			
	60	解体工事																												7
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表（二）　有資格コード一覧（特定建設業）１／２

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

■ 特定建設業指定７業種

	コード	資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法（技術検定）	01	法第７条第２号　イ　該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	02	法第７条第２号　ロ　該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	03	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3										3						
	04	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
	11	１級建設機械施工技士	9				9								9																
	1A	１級建設機械施工技士（附則第４条該当）	9				9								9																9
	12	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）					8																								
	1B	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）（附則第４条該当）					8																								8
	13	１級土木施工管理技士	9				9	9					9		9	9			9									9			9
	1C	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）	9				9	9					9		9	9			9									9			9
	14	２級土木施工管理技士　種別：土木					8	8								8												8			8
	1D	２級土木施工管理技士　種別：土木（附則第４条該当）					8	8								8												8			8
	15	２級土木施工管理技士　種別：鋼構造物塗装																	8												
	16	２級土木施工管理技士　種別：薬液注入					8																								
	1E	２級土木施工管理技士　種別：薬液注入（附則第４条該当）					8																								8
	20	１級建築施工管理技士		9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9		9					9				9
	2A	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）		9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9		9					9				9
	21	２級建築施工管理技士　種別：建築																													8
	22	２級建築施工管理技士　種別：躯体			8		8					8		8																	8
	2B	２級建築施工管理技士　種別：躯体（附則第４条該当）			8		8					8		8																	8
	23	２級建築施工管理技士　種別：仕上げ			8	8		8	8			8				8	8	8	8	8		8				8					
	27	１級電気工事施工管理技士								9																					
	28	２級電気工事施工管理技士																													
	29	１級管工事施工管理技士									9																				
	30	２級管工事施工管理技士																													
	33	１級造園施工管理技士																							9						
	34	２級造園施工管理技士																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	１級建築士		9	9				9			9	9								9										
	38	２級建築士			8				8			8									8										
	39	木造建築士			8																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9				9			9					9	9									9						9
	4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第４条該当）	9				9			9					9	9									9						9
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9			9			9		9	9									9						9
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第４条該当）	9				9			9			9		9	9									9						9
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																								
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第４条該当）	9				9																								9
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）								9														9							
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9											9									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									9																	9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9															9	9				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9								9																
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第４条該当）	9				9								9																9
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9						
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第４条該当）	9				9																		9						9
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									9																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																	9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																	9		9	
電気工事士法	55	第１種電気工事士																													
	56	第２種電気工事士　【3年】																													
電気事業法	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【5年】																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者　【5年】																						8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者　【1年】																													
消防法	68	甲種 消防設備士																											8		
	69	乙種 消防設備士																											8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

別表（二）　有資格コード一覧（特定建設業）２／２

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工			8																									
	64	型枠施工			8		8																							
	6B	型枠施工（附則第４条該当）			8		8																							8
	72	左官				8																								
	57	とび・とび工					8																							8
	5B	とび・とび工（附則第４条該当）					8																							8
	73	コンクリート圧送施工					8																							
	7A	コンクリート圧送施工（附則第４条該当）					8																							8
	66	ウェルポイント施工					8																							
	6C	ウェルポイント施工（附則第４条該当）					8																							8
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																												
	75	給排水衛生設備配管																												
	76	配管（注１）・配管工																												
	70	建築板金「ダクト板金作業」							8								8													
	77	タイル張り・タイル張り工										8																		
	78	築炉・築炉工・ れんが積み										8																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																		
	80	石工・石材施工・石積み						8																						
	81	鉄工（注２）・製罐（せいかん）																												
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												8																
	83	工場板金															8													
	84	板金・建築板金・板金工（注４）							8								8													
	85	板金・板金工・打出し板金															8													
	86	かわらぶき・スレート施工							8																					
	87	ガラス施工																8												
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8											
	89	建築塗装・建築塗装工																	8											
	90	金属塗装・金属塗装工																	8											
	91	噴霧塗装																	8											
	67	路面標示施工																	8											
	92	畳製作 ・ 畳工																		8										
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																		8										
	94	熱絶縁施工																				8								
	95	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
	96	造園																												
	97	防水施工																		8										
	98	さく井																								8				
	61	地すべり防止工事 【１年】					8																			8				
	6A	地すべり防止工事（附則第４条該当） 【１年】					8																			8				8
	40	基礎ぐい工事					8																							
	62	建築設備士 【１年】																												
	63	計装 【１年】																												
	60	解体工事																												8
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8			8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第９号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。